

令和5年第2回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年3月9日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	6 番 工 藤 隆 男	7 番 三 浦 恵美子
8 番 箱 崎 英 輔	9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人
11 番 梅 森 敬 仁	12 番 多 田 政 拓	

4 欠席議員 5 番 田 村 興 文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長 及 川 秀一郎 教育委員会教育長 種 田 直 章
代表監査委員 小 川 誠 一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副 町 長 田 中 一 省	理事・総務課長 木 林 直 樹
総 務 課 参 事 小坂橋 憲 仁	政策推進課長 渡 邊 匡 人
政策推進課参事 山 口 崇	税務住民課長 下 出 佳 史
税務住民課参事 熊 谷 泰 裕	産業振興課長 森 池 和 哉
建 設 課 長 塩 谷 慎 嗣	建 設 課 参 事 伊 藤 富美雄
健康福祉課長 阿 部 充 幸	健康福祉課参事 池 田 恵 司
水 道 課 長 蟹 谷 光 宏	水 道 課 参 事 谷 村 英 俊
総 合 支 所 長 大 窪 好 己	商工観光課長 村 上 純 一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教 育 次 長 永 桶 憲 義 教育委員会参事 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 木 林 一 雄 課 長 補 佐 石 塚 一 哉

○ 議 事 日 程 （第 1 号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議長諸般事項報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4	報 告 第 1 号	例月出納検査報告について
日程第 5		行政報告
日程第 6		令和 5 年度町政執行方針
日程第 7		令和 5 年度教育行政執行方針
日程第 8	発 委 第 1 号	安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 9	議 案 第 1 号	安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第10	議 案 第 2 号	令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第13号）について
日程第11	議 案 第 3 号	令和 4 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第12	議 案 第 4 号	令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第13	議 案 第 5 号	令和 4 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 7 号）について
日程第14	議 案 第 6 号	令和 4 年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
日程第15	議 案 第 7 号	令和 4 年度安平町水道事業会計補正予算（第 6 号）について
日程第16		一般質問
日程第17	議 案 第 8 号	第 2 次安平町総合計画後期基本計画の策定について
日程第18	議 案 第 9 号	安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第19	議案第 10 号	安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第 11 号	安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第 12 号	安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第 13 号	安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第23	議案第 14 号	安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第 15 号	安平町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第 16 号	安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第 25 号	安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第 17 号	安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定について
日程第28	議案第 18 号	安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について
日程第29	議案第 19 号	令和 5 年度安平町一般会計予算について
日程第30	議案第 20 号	令和 5 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第31	議案第 21 号	令和 5 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第32	議案第 22 号	令和 5 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第33	議案第 23 号	令和 5 年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
日程第34	議案第 24 号	令和 5 年度安平町水道事業会計予算について
日程第35	意見案第 1 号	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5 類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について
日程第36	意見案第 2 号	現政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について
日程第37		議員派遣の件について
日程第38		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第39		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第40		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第16 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

3 番	小笠原 直 治
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） 皆さんおはようございます。第2回町議会定例会のご案内をしましたところ議員各位並びに説明員の皆様方のご出席誠にご苦勞様です。

昨年末から年明けにかけて降雪量も非常に少なく安定した冬を過ごしてましたところ3月になりましてから急激に気温の上昇とともに雪解けが進んでいる状況です。私の経験するところ未だこれだけ早く雪解けが進んだのは記憶にございませんので、これから先春の心配が頭の中によぎったところですが、本日からの議会についてはご承知のように令和5年度の安平町の大変大事な議会となりますので、皆様方の協力を得ながら円滑な議事運営に努めて参りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上をもちまして開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

尚、新型コロナウイルス感染症対策については引き続き感染拡大防止のため、各議員並びに説明員の皆様方の円滑な議事運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回安平町議会定例会を開会致します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

3番 小笠原 直 治 議員
7番 三 浦 恵美子 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。
昨年12月定例会の報告内容以降における議長の諸般事項報告は、すでにお手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。
次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに議会改革調査特別委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。
○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です。
「資料朗読」

令和5年2月28日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

(1) 事 件

- ①議会懇談会の情報共有について
- ②安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について
- ③議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）の推進について
- ④議案審議等で反対意見があった場合の起立採決の運用について

(2) 日 時 令和5年1月16日（月）16時11分～

(3) 場 所 総合庁舎議場

(4) 出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員

(5) 欠席委員 田村委員

(6) 委 員 外 多田議長

(7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結果（概要）

- ①議会懇談会の情報共有について

令和4年11月27日（日）、28日（月）に地区ごとに開催した議会懇談会について情報の共有化を図りました。

- ②安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

条例制定に係る検察庁との事前協議の結果、問題がないことの報告とパブリックコメントを含む条例制定までのスケジュールを確認しました。

- ③議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）の推進について

町から提案された議会のデジタル化（ペーパーレス化）について協議し、今後の議会運営は電子と紙を併用し進めることを決定しました。

- ④議案審議等で反対意見があった場合の起立採決の運用について

反対意見により起立採決となった際には、起立しない議員は反対とみなす旨を議長の進行（発言）に加え、起立者の多少を認定する運用とすることに決定しました。

2 調査の目的 議会改革の調査

(1) 事 件

- ①安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について
- ②安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）について
- ③議会の安平町個人情報保護条例の施行に関する規則の廃止について

(2) 日 時 令和5年2月27日（月）14時02分～

(3) 場 所 総合庁舎議場

- (4)出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、
小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員
- (5)欠席委員 高山委員、田村委員
- (6)委員外 多田議長
- (7)事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8)結果(概要)

①安平町議会の個人情報の保護に関する条例(案)について

パブリックコメントの結果、意見がなかったことの報告と令和5年3月定例会へ提案する安平町議会の個人情報の保護に関する条例(案)について審議し、本条例(案)を提案すること及び委員会提案とすることを決定しました。

②安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(案)について

条例の運用について規定した条例施行規程(案)の報告がなされました。

③議会の安平町個人情報保護条例の施行に関する規則の廃止について

議会の個人情報の取扱いが議会独自の条例を制定するため、標記規則を廃止することの報告がありました。

以上

○議会改革調査特別委員長(梅森敬仁君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。

次に、議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○議会運営委員長(高山正人君) 私の方から議会運営委員会で行われた所掌事務調査を報告します。

「資料朗読」

令和5年2月28日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所掌事務調査

(1) 事 件

①令和4年第12回安平町議会定例会（議事運営）の反省について

②その他

(2) 日 時 令和4年12月21日（水）11時30分～11時49分

(3) 場 所 安平町総合庁舎議長室

(4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員

(5) 委 員 外 多田議長

(6) 欠席委員 田村委員

(7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結 果

第12回定例会の会期が予備日までの3日となりましたが、引き続きスピーディーな運営によりできる限り短縮することについて協力をお願いすることとなりました。

その他、町民から議会運営委員長ほか宛ての文書の取扱いについて協議しました。

以上

私の方からは以上です。

〔内藤議会運営副委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤副委員長。

○議会運営副委員長（内藤圭子君） はい。それでは閉会中に開催しました議会運営委員会の所掌事務調査について報告しますので報告書をご覧ください。

令和5年3月3日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会

副委員長 内藤 圭子

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調査目的 | 所掌事務調査 |
| (1) 事 件 | 令和5年第2回安平町議会定例会の議事運営について |
| (2) 日 時 | 令和5年3月2日（木）9時53分～11時00分 |
| (3) 場 所 | 安平町総合庁舎議員控室 |
| (4) 出席委員 | 内藤副委員長、工藤隆男委員、梅森委員 |
| (5) 欠席委員 | 高山委員長、田村委員 |
| (6) 委 員 外 | 多田議長 |
| (7) 説 明 員 | 田中副町長 |
| (8) 事 務 局 | 木林事務局長、石塚課長補佐 |
| (9) 結 果 | 令和5年第2回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受 |

けた後、議会提出案件及び審議の方法、議会におけるマスク着用など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

1 付議案件

（１）町長提出案件について 24件

①補正予算案 6件（一般会計（第13号）、4事業特別会計、水道事業会計）

②条例制定改廃 9件

○制 定 1件（安平町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について）

○全部改正 1件（安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について）

○一部改正 6件（安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか）

○廃 止 1件（安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定について）

③その他案件 3件（安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、第2次安平町総合計画後期基本計画の策定について、安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について）

④新年度予算案 6件（一般会計、4事業特別会計、水道事業会計）

（２）議会提出案件について 8件

①報告案件 1件（例月出納検査報告）

②条例制定 1件（安平町議会の個人情報保護に関する条例の制定について）

③意見案件 2件（別紙のとおり）

④その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

2 会期について

会期は3月9日(木)から15日(水)までの7日間とし、16日(木)を予備日とすることに決定しました。(11日(土)、12日(日)は休会)

3 議事日程について

本委員会開催までに条例制定案1件、意見書案2件の提出があったので、これらの日程を追加した議事日程を開会当日に配布することとし、更に議会開催日前までに意見書の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布することに決定しました。

4 一般質問について

5名の議員から10件の通告がありました。

一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないよう、また、通告内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきたい。特に新型コロナウイルス感染症のリスク軽減のため、各々ができる範囲の中で時間短縮の協力をお願いします。

5 議案審議について

(1) 発委第1号 安平町議会の個人情報の保護に関する条例制定議案は当日配布とし、議事日程は教育行政執行方針の次と決定しました。

(2) 議案第1号 安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結議案については、協定金額を減額するもので、令和4年度一般会計補正予算（第13号）議案の前に審議を行う必要があるため協定の一部変更議案を議案第1号とすることに決定しました。

(3) 議案第8号 第2次安平町総合計画後期基本計画の策定については、2度の全員協議会において説明を受け内容を確認していることから、本定例会までに計画内容に変更がない場合は、既に内容確認済みの計画として計画案に対する質疑は行わずに討論・採決を行うこととし、計画の内容に変更がある場合は、変更内容についてのみ質疑を行うことに決定しました。

(4) 議案第9号 安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと議案第10号 安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についての2件の議案は、個人情報保護法の改正によるもので関連があるため、一括上程した後提案説明を受け、質疑・討論及び採決を議案毎に行うことに決定しました。

(5) 除斥について

議案第18号 安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定については、指定管理者である社会福祉法人富門華会の理事長は多田議長であるため、地方自治法第117条の規定により議長は除斥になることを確認しました。

6 令和5年度各会計予算の審査について

令和5年度各会計予算については、6件を一括議題に付し、各会計の概要説明を受けた後、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本会議を休会とし、会期内に審査を行うことに決定しました。

7 定例会におけるマスクの着用等について

定例会期間中の令和5年3月13日からマスク着用の考え方が見直され、着用は個人の判断に委ねられることになりましたが、議場は密室となりますことから本定例会期間中はマスクの着用についてご協力をお願いすることに決定し

ました。なお、手指消毒及び換気など基本的な感染対策はこれまで同様継続いたします。

以上

○議会運営副委員長（内藤圭子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。次に各一部事務組合議会の報告について各関係議員より報告を願います。初めに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 2町事務組合議会議長の米川よりご報告いたします。

「資料朗読」

令和5年1月10日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和4年第4回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和4年12月23日（金）午前10時15分
- 3 開催場所 総合庁舎議員控室
- 4 経 過 会議予定時刻となりましたが定足数に達しないため、会議規則に基づき会議時間を変更し10時15分に開会しました。開議宣告の

後、会議録署名議員の指名が行われ引き続き、議長諸般事項報告について報告を受けるとともに、本定例会の会期を1日限りと決定した後、認定案件1件及び議案1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

(1) 認定第1号 令和3年度安平・厚真行政事務組合会計歳入歳出決算の認定について

認 定

※ 令和3年度組合会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

〔令和3年度 歳入歳出決算〕

○歳入合計	255,775,672円
○歳出合計	243,470,960円
○歳入歳出差引残額	12,304,712円
○うち基金繰入額	7,000,000円
○翌年度繰越額	5,304,712円

(2) 議案第1号 令和4年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第4号）について

原案可決

※今回の補正は、広域ごみ処理負担金の決定等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,231万7千円とするもの。

歳出補正の主なものは、公会計システム伝票入力支援業務委託料74万3千円を増額、燃料の高騰による燃料費及び光熱水費で19万6千円を増額、塵芥処理場の修繕のため220万円を増額、広域ごみ処理負担金は1,116万1千円を減額するもの。

歳入については、両町負担金を1,552万5千円を減額、施設整備基金繰入金は221万7千円を増額、前年度繰越金は530万3千円増額するもの。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 私の方からは胆振東部消防組合議会について報告致します。

「資料朗読」

令和5年1月13日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔
同 工藤 秀一

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和4年第3回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和4年12月27日（火）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告に続き会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本定例会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け議事に入り、議案4件、報告案件2件について審議を行い閉会しました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について

原案可決

※ 国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても段階的に定年年齢を引き上げるため条例の一部を改正するもの。

- (2) 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

原案可決

※ 国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても段階的に

定年年齢を引き上げるため条例を制定するもの。

(3) 議案第 3 号 消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について

原案可決

※ 消防指令業務に係る事務を苫小牧市に委託することについて協議をするため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

(4) 議案第 4 号 令和 4 年度胆振東部消防組合補正予算(第 4 号)について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 968 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 11 億 5,721 万 2 千円とするもの。歳出補正の主な内容は、消防本部費は、給料及び職員手当、共済費で 89 万 4 千円が増額となったが高速自動車国道救急業務支弁負担金等で 211 万円の減額となり差引 121 万 6 千円が減額。消防署費は給料及び職員手当、共済費などで合計 401 万 4 千円の減額。その他各消防施設の備品購入等の執行残の整理で 612 万 1 千円を減額するもの。歳入は各町分担金の減額と前年度剰余金を計上するもの。

(5) 報告第 1 号 令和 4 年度定期監査の結果報告について

報告済

※ 令和 4 年 11 月 7 日、8 日の 2 日間にわたり実施した定期監査の結果について監査委員から報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

(6) 報告第 2 号 現金出納例月検査の結果報告について

報告済

※ 監査委員から 11 月 28 日付けで令和 4 年度 7 月から 10 月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔三浦胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（三浦恵美子君） 胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をいたします。

「資料朗読」

令和5年1月10日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 三浦 恵美子
同 鳥越 真由美

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和4年第2回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和4年12月23日（金）午前10時
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ次に、定例会の会期を1日限りと決定し、認定案件1件、議案1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 認定第1号 令和3年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計歳入歳出決算に関する件 認定可決

※ 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

〔令和3年度 歳入歳出決算〕

○歳入合計	166,476,159円
○歳出合計	160,388,916円
○歳入歳出差引残額	6,087,243円
○うち基金繰入額	5,987,243円

○翌年度繰越額 100,000円

(2) 議案第7号 令和4年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計補正予算
(第1号) 原案可決

※ 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,983万円とするもの。歳出補正の主なものは、総務費は手数料等50万円の減額、衛生費は光熱水費等288万6千円の増額、給与費は給料及び職員手当等で543万円を減額するもの。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（三浦恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、先ほどの議会運営副委員長報告のとおり本日3月9日から15日までの7日間とし、16日を予備日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は3月9日から15日までの7日間とし、3月16日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みと致します。

◎ 日程第 5 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第 5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。令和 5 年第 2 回安平町議会定例会にご参集の皆様大変ご苦勞様です。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、あびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています町民の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策については、先ほどご説明がありましたが、議運副委員長様からもご説明がありましたが、3 月 13 日からコロナウイルス感染症法の位置づけの変更や最近の感染状況の減少傾向を踏まえ、マスクの着用の考え方が見直しをされることになりましたが、今議会定例会の途中での変更ということもありまして今議会の期間中についてはマスクを着用することで統一されましたので、ちょっと聞き取りにくい面があると思いますがご容赦いただければと思います。

さて、この度の議会は令和 5 年度の町政執行に臨む私の所信表明と取り組む施策、事業等について町政執行方針として後ほど述べさせていただきますことから、冒頭のご挨拶はこの程度とさせていただき、それでは早速ではありますが、令和 5 年第 1 回安平町議会臨時会以降の行政事項 2 件についてご報告を申し上げさせていただきます。

まず 1 点目ですが、町内閉校等施設活用協議会の設置及び安平町閉校施設等活用方針の策定についてです。安平町における令和 5 年度に向けた早来地区小中学校の統廃合に伴い、使用可能な学校施設の有効活用を図るとともに、その他の公共施設の利活用を含めた課題を全庁的な問題として取り組むため、政策推進課、建設課、教育委員会を中心とした「庁内閉校等施設活用協議会」を昨年 12 月に設置し、第 1 回目の会議を 12 月 27 日に開催、第 2 回目の会議を 2 月 7 日に開催するなど安平・遠浅両小学校閉校後の利活用に向けた「安平町閉校移設等活用方針」を策定いたしましたのでご報告致します。尚、小学校閉校後の利活用を進めるにあたっては、小学校の利活用を含めた「安平・遠浅両地区の地区別計画」との整合性を図り、各地区の活性化を進めるための具体的な方針を定めるものと致しております。本活用方針の中には安平町の財政状況等を踏まえた施設改修を基本とすることや、短期的・長期的といった活用の区分、更に対象施設の利活用方法として①地域による活用、②公共・公用施設としての活用、③民間事業者等による活用、④売却・分譲地設を置含めた解体・除却等の実施、⑤その他の暫定的利用、⑥複合的

利用の6つのカテゴリーに分類するとともに、利活用の決定の判断基準及びプロセス等を定めております。今後につきましては、庁内閉校等施設活用協議会を案件ごとに開催し、配布させていただいた別紙「安平町閉校施設等活用方針」により取り進めて参ります。以上、庁内閉校等施設活用協議会の設置及び安平町閉校施設等活用方針の策定についてご報告致します。

続きまして2件目です。安平町あびら交流センターの利活用についてです。安平地区を拠点に活動していたあびらクラスターステーション推進機構が令和2年からレストラン事業を休止していたことから、利用のなくなった安平町あびら交流センターの利活用について当該機構と協議を継続していたところですが、この間、施設の利用希望があったものの中から地域の意見等を踏まえつつ、事業内容を審査した上で特定非営利活動法人コミュニティシンクタンクいんくるらぼを施設の利用者として選任し、昨年10月から使用を許可していたところです。当該NPO法人は農福連携を軸にした地域の課題を解決する拠点として誰にでも優しいユニバーサルセンターの設立を目指し、いくつかの事業を計画しています。今回計画している事業のうち「いんくる食堂」が4月開業予定となったこのタイミングで、あびらクラスターステーション推進機構が解散を予定していることから安平地区を活性化する団体の一つとして活躍を期待しているところです。以上、安平町あびら交流センターの利活用についてご報告致します。以上、行政報告2件を申し上げさせていただきました。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど内藤議会運営委員会副委員長からご報告がありましたが、条例案件が9件でその内訳は新規制定が1件、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が6件、条例の廃止が1件となっています。更に補正予算案件が6件及び令和5年度当初予算案件がそれぞれ6件。その他の案件として協定の締結が1件、計画の策定が1件、指定管理者の指定案件が1件。また、本日当日配布させていただきました条例の一部改正を含む総計25件についてご提案をさせていただいています。

最初に条例案件9件ですが、安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。こちらはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が一部改正され、官民における個人情報保護制度が一本化されることに伴い個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるためこの条例の制定について提案するものです。

2件目は、安平町情報公開個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についてです。こちらもデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い安平町情報公開個人情報保護審査会条例の内容を改めるため、この条例の制定について提案するものです。

3 件目です。安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは公職選挙法施行令の一部改正に伴い、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を引き上げるため、この条例の制定について提案するものです。

次 4 件目です。安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは 2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、安平町が目指す姿の共有と効果的な推進を図ることを目的にゼロカーボンシティ推進協議会を設置し委員を配置するためこの条例の制定について提案するものです。

5 件目ですが、安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは地域プロジェクトマネージャーの設置に伴い会計年度任用職員の給料等について所要の改正を行うため、この条例の制定について提案するものです。

6 件目です。安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図り、車賃の額を見直し改定するためこの条例の制定について提案するものです。

次に 7 件目です。安平町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは燃料費高騰などの情勢に鑑み利用者負担の適正化に資するよう追分斎場における小動物炉の使用料等を改定するため、この条例の制定について提案するものです。

8 件目です。安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金を改正するため、この条例の制定について提案するものです。

9 件目です。安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定についてです。こちらは総務省高度無線環境整備推進事業の活用により東日本電信電話株式会社の光回線未提供エリアにおける民設民営サービスが提供されたことから、町で提供する公設公営サービスを廃止するためこの条例の制定について提案するものです。

次に補正予算 6 件ですが、まず初めに令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）についてです。歳入歳出それぞれ 1 億 2210 万 5000 円を減額し、歳入歳出総額 106 億 2809 万 9000 円とするものです。

次に令和 4 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ 3942 万円を増額し、歳入歳出総額 9 億 4732 万 8000 円とするものです。

次に令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ 58 万 4000 円を増額し、歳入歳出総額 1 億 4706 万 6000 円とするものです。

次に令和４年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第７号）についてです。まず保険事業勘定。歳入歳出それぞれ５７８０万円を減額し、歳入歳出総額１０億５５０６万円とするものです。

次に令和４年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ２６６２万７０００円を減額し、歳入歳出総額７億９５００万２０００円とするものです。

令和４年度安平町水道事業会計補正予算（第６号）についてです。まず、収益的収入及び支出ですが、収入は１１０３万１０００円を減額し２億９９６９万９０００円とするものです。支出は１５３５万６０００円を減額し３億２７５７万６０００円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、収入は２３６５万２０００円を減額し６０２４万９０００円とするものです。支出は５１７９万３０００円を減額し１億４０４４万３０００円とするものです。尚、水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため、収入額と支出額は合致しません。

次に当初予算案件６件です。令和５年度安平町一般会計予算についてです。歳入歳出総額８３億２７０１万１０００円、前年度の当初予算対比１５．０７％の減となっています。

次に令和５年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額８億９０６７万１０００円、前年当初予算対比１．６４％の減となっています。

次に令和５年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額１億５０４９万１０００円、前年当初予算対比２．０２％の増となっています。

次に令和５年度安平町介護保険事業特別会計予算について。まず初めに保険事業勘定です。歳入歳出総額９億５６２９万円となります。前年当初予算対比１．４１％の増。次に介護サービス事業勘定。歳入歳出総額５９３万６０００円。前年度当初予算対比は２８．９３％の減となっています。

次に令和５年度安平町公共下水道事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額７億９０９４万３０００円です。前年当初予算対比２．８４％の減となっています。

次に令和５年度安平町水道事業会計予算について。収入合計４億６８８２万８０００円。支出合計５億５５９万１０００円。尚、水道事業会計については、公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次にその他の案件３件です。１件目は安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてです。こちらは公共下水道安平町早来浄化センターの改築工事にかかる建設工事委託の変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものです。

次に第２次安平町総合計画後期基本計画の策定についてです。安平町まちづくり基本条例第２３条の規定に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推

進するため策定する第2次安平町総合計画後期基本計画について安平町議会基本条例第3条の規定により提案するものです。

3件目です。安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定についてです。こちらは安平町認知症グループホームの指定管理者を指定するため、安平町公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものです。

次に当日配布をさせていただいた条例の一部改正についてですが、こちらは義務教育学校早来学園の開校に伴い、安平町学校給食センター条例の一部を改正するものです。

以上、これら提案事項の具体的な内容等についてはそれぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しく説明を申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いします。また、事務的な事項に関することについては別冊の事務報告書をご参照願います。補足説明することは特にありませんのでどうぞよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 行政報告の中で閉校施設等活用方針というのは私たちの手にも来て読ませていただきましたが、1点ちょっと確認したいのですが、方針の中に旧追分町の給食センターの扱いなのです。あれはもう、どういうふうになっているのかね。個人の会社の所有になって壊しもできない何もできない現状になっているし水道料金も未納になっている会社です。その意味でこの中に売却だとか色々書かれていますが、それについての考え方、これいいですよ。それについて私としては地域は私のそばで花園町内会の中にありますから。負の遺産として延々とあれが残っていくのかという部分もありますから。それら踏まえて活用策における、いわゆる民間に売却した場合についての取り扱い等含めてどういう方向性でいくのか考え方があるなら1点お聞きしたい。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方から企業誘致の立場ということで安平フ

ーズ様を企業誘致したところから、まず現状のところを少し説明させていただければと考えています。当時、安平フーズ様。名前が変わりまして安平フーズ様になったのですが、豆腐事業を安平町内で実施していきたいというご相談をいただきまして当時町内の関係課を集めながら給食センターの跡地利用ということで企業様の方にご提案をさせていただきまして事業を進めながら、地域であります町内会様の方と相談させていただきながら起業ということで進めさせていただいたところですが、その後色々な諸事情がありまして半ばではありましたが創業を断念するというような形で只今清算をする動きとなっていて、弁護士の先生、破産管財人様を入れながら処理をしています。当時役場の方にもお越しいただきながら滞納部分については徐々に返していくという意向の中から今そのままの推移でして、その後も昨年ぐらいも購入の意向もありましたが最終的には合意に至らず、新しい企業様の方へのバトンタッチのところまでは至っていません。議員がおっしゃるとおり消防の待機宿舎ですとか、昨年豪雪もありまして相当損壊もあるような状態で議員おっしゃるような現状となっているところではありますが、引き続き企業誘致側としては企業をお繋ぎする役割を担う側として何とか利活用していただけるような取り組みを進めていきたいと考えているところ です。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 経過については、今政策推進課長が答弁したとおりです。今後については負の遺産という形で小笠原議員の方からご心配のご発言もいただきました。我々としてもまだ活用ができるのではないかとということもあります。ただ一部消防職員の住宅となっていたところが相当壊れてきていることでもありますので、いつまでも放置はできないのかなと思いますが、今回こういった、これは先ほど申し上げたとおり学校の統合によって安平、遠浅の閉校した学校の後利用も今協議を進めていくにあたって基本的なルール、そういった方針も定めなければならないだろうということで、それを主に目的化して立ち上げたものですが、当然それ以外の公共施設もまだ複数ありますので、今ご提案いただきましたこの給食センター含めて今後の後活用、また、先ほど説明もさせていただきましたが、例えば解体であったり、除却等の実施が公共施設だけでなく民間に売却した後の施設の取り扱いについても協議会の中で議論検討させていただければと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第 6 町政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第 6、令和 5 年度町政執行方針を行います。それでは執行方針説明のため、町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）

令和 5 年度 町政執行方針

令和 5 年第 2 回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において新年度に臨む私の所信と施策の一端を述べたいと存じます。

はじめに

昨年 4 月の町長選挙において掲げたマニフェストに基づき、町民の皆様の負託を受け、また、議会議員の皆様のご協力により、2 期目となる町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

さて、私たちの生活様式を一変させた新型コロナウイルス感染症。町民の皆様におかれましても、マスク生活をはじめイベントの自粛、その他様々な制限や対応に苦慮されてきた様子を目の当たりにしてまいりました。そうした中であつても町政運営に対して変わらないご理解とご協力を賜りましたこと、改めて深く感謝申し上げます。

コロナ禍のはじまりから 3 年が経過し、いわゆる感染症法上の「5 類」に位置づけが緩和される政府方針が示されたことで、いよいよアフターコロナの段階へと移り変わっていくこととなりますが、このことは裏返すと「試される時代」に突入することであると受け止めております。

言い換えますと、時代の流れを的確につかみ、前例のない不確実なことに積極

的に挑戦できるかが問われているものと捉えており、物価高の起因にもなっている気候変動やエネルギーの問題、外国人労働者や旅行者の受け入れなど、町としてさらなる視座の拡張を必要とする課題への対応のほか、身近な生活課題において既存の常識を捉え直し、デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXに代表されるような効率化や変革を起こし前進することが求められていることなどが挙げられます。

おかげをもちまして、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様からのご意見を賜りながら、これらへの対応を踏まえた令和5年度から4年間の第2次安平町総合計画後期基本計画を取りまとめることができました。私が改めて強く感じたことは、安平町はまだ多くのポテンシャルを秘めていること、北海道胆振東部地震から未来へつながる復興に向けて着実に歩みを進めてきた情熱のある人々がいること、この2つであります。これらを礎として、一丸となって困難な時代に果敢に挑み、またもう一段階、高みに至ることができるものと確信しております。

今後も、まちかどでの触れ合いや多様性を尊重した議論を通じて町民皆様とともに取り組んでいく覚悟の下、この町で暮らして良かったと思えるまちづくりを目指して、全力で町政運営に尽くしてまいります。

まずはじめに、令和5年度に向けて重要政策として捉えている事項について申し上げます。

1. 地域力創造と人口確保対策の展開

令和4年は20年ぶりに町の人口が社会増に転じるなど、地理的優位性や子育て・教育環境といったこの町の価値を、魅力的に感じていただくことが多くなってきました。移住や起業の相談を多く受けていることを踏まえ、宅地の確保や民間空き地・空き家等の活用を促進するとともに、地域の課題解決や町民の暮らし向上につながるよう、多様な連携や協働による地域の力を最大限に引き出す取組を進めながら、地域力創造と人口確保対策の展開を図ってまいります。

2. 魅力的な子育て・教育の推進

安平町の未来へつながる復興のシンボルである早来学園が今年度開校し、町内外の子育て世代をはじめ多くの方々から高い関心が集まっています。これからは、これまで形成を図ってきた安平町の特性を生かした教育コンテンツの要素を学校教育現場にも溶け込ませ、CFCCIいわゆる日本ユニセフ協会と取り組む「子どもにやさしいまちづくり」の理念も踏まえた魅力ある教育の実践に取り組んでまいります。

また、当町が進める「子育て・教育のさらなる魅力化」を図る中で、町民を

はじめとした若年層や子育て世代の関心を高め、魅力の実感を広げてまいります。

3. 暮らしに新たな価値を生むデジタル化の推進

コロナ禍によりデジタル技術の活用が生活の中に急速に広がる中、当町においても暮らしの質の向上や効率化、地域における革新を推進するため、自治体デジタルトランスフォーメーションいわゆる自治体DXや地方のデジタル化の取組を進めるとともに、誰一人取り残さずにデジタル化による恩恵を享受できるように、デジタル格差対策の取組を進めてまいります。

また、地球規模での環境やエネルギー問題を背景に、持続可能な地域や暮らしを実現するため、エネルギーの地産地消などデジタルとグリーンいわゆる環境保全は不可分なものと捉え、両面から取り組んでまいります。

第2次安平町総合計画に基づく主要施策

第2次安平町総合計画の体系に合わせた令和5年度における主な個別施策は次のとおりです。

I 子育て・教育

- ① ユニセフ日本型『子どもにやさしいまちづくり事業』実践自治体として、「子どもの社会参画とは、子どもが意見できること」という認識に立ち、子どもの社会参画を保障する活動機会のさらなる充実を図ってまいります。
- ② 高校生までの医療費無償化については、所得制限の見直しによる対象者の拡充を行ってまいります。
- ③ 早来地区義務教育学校『安平町立早来学園』の開校記念式典を挙行するとともに、特色ある学校教育の実践内容や空間づくりの魅力等を効果的に伝える情報発信等を行うほか、「挑戦」をキーワードに社会との接続性を念頭に置いた安平町独自の教育手法『あびら教育プラン』のさらなる魅力化を推進してまいります。
- ④ 平成30年度に小中一貫教育を導入した追分地区については、施設分離型を含めた小中一貫教育の評価検証を進めるとともに、追分小学校の老朽化や追分地区での義務教育学校の在り方を念頭に置いた議論を開始してまいります。
- ⑤ 地域と学校とのさらなる連携協力体制の強化や教員の働き方改革等を推進し、先進的な教育環境の創造を目指すため、地域学校協働本部を設置するとともに、これを実効的に推進する人材として、総務省プログラムを活

用した『地域プロジェクトマネージャー』を導入してまいります。

- ⑥ 基礎基本の学力定着を図る授業改善を推進するため、『部活動指導員』の導入による教職員の教材研究に係る時間確保を図るとともに、教育現場の意向を最大限に汲んだ学校備品等の計画的な整備を進めてまいります。
- ⑦ 早来地区の学校統合に応じた適切なスクールバスの運行を行うとともに、町が保有するスクールバスの老朽化に対応するため、計画的な車両更新を進めてまいります。
- ⑧ 子ども園や学校における児童生徒の安全・安心な環境を確保するため、はやきた子ども園のトイレ増設やおいわけ子ども園の非常通報機器の新設、追分中学校のグラウンドとテニスコートの改修のほか、追分小学校におけるエアコン設置に向けた実施設計を行うとともに、早来小学校を解体し、その跡地にグラウンドを造成してまいります。
- ⑨ 北海道追分高等学校については、安全安心な通学環境の充実と保護者の負担軽減による生徒確保対策を推進するため、希望する生徒を対象として給食提供を開始してまいります。
- ⑩ 児童センター等の利用者増加に比例して家庭環境や発達に課題がある児童の入所が増えており、それらへの対応を充実させるため、要支援児童対応支援員の増員を図ってまいります。

Ⅱ 人づくり・コミュニティ

- ① 地域コミュニティの維持存続や再生に向けた地区別計画、いわゆる協働実行プランについては、安平地区での策定を完了させるとともに、自治会や集落支援員等が力を合わせて実践が進むよう取り組んでまいります。
- ② 国の制度を活用して、都市部から若者、学生、企業社員などを積極的に迎え入れ、町民や地域団体とともに地域活性化を目指してまいります。
- ③ 北海道胆振東部地震において避難所として使用した追分公民館及び安平公民館については、エアコン設置による避難所としての機能向上を図るほか、全町的な行事会場として利用されている追分公民館の電動式移動観覧席の大規模修繕を行ってまいります。
- ④ 復興関連事業に位置付けている早来公民館の大規模改修については、災害時の避難所・支援活動機能と運動場・合宿施設機能を兼ね備えた複合施設としての整備に向けた実施設計を行ってまいります。
- ⑤ 令和4年度に公益財団法人日本オリンピック委員会による競技別強化センターに認定されたスポーツセンターアイスアリーナについては、整氷車の更新を行っていくとともに、併設している温水プール天井の耐震化改修に向けた実施設計を行い、安全対策の強化を進めてまいります。
- ⑥ 遠浅地区の野球少年団が統合されたことに伴い使用者が少なくなっている遠浅グラウンドについては、関係団体の理解を得ながら廃止に向けた協議を進めるとともに、廃止した場合の遠浅公園の在り方について検討して

まいります。

- ⑦ 今後本格化する学校部活動の地域移行に向けて、NPO法人アビースポーツクラブとの連携や地域おこし協力隊制度を活用しながら、子育てや移住を進める上でも魅力要素となるよう取組を進めてまいります。

Ⅲ 経済・産業

- ① 国による「みどりの食料システム戦略」に基づき、環境保全型農業に係る取組を拡大するとともに、オーガニックビレッジ宣言を表明し、安平町の特色の一つでもある有機農業の産地づくりを進める人たちの取組を支援してまいります。
- ② 鹿公園の保健保安林周辺における私有林の伐採や小規模林地開発行為に対し懸念する声があることを受け、これらの森林保全に向けた必要な措置を講じてまいります。
- ③ 町内での企業の滞留を促すとともに、中心市街地の賑わいづくりにも寄与することを目的として、既存施設を活用したコワーキングスペースいわゆる共同利用型のオフィスの環境整備を行ってまいります。
- ④ 回遊交流の拠点である道の駅の来訪者の増加と滞在時間の向上を目指すため、簡易的なドッグランを設置するほか、隣接する柏が丘公園内「ちびっこゲレンデ」の一般開放エリアやイベント専用コースの本格的運用を展開するとともに、サイクリストの回遊を促すため、町内拠点施設に自転車ラックを設置してまいります。
- ⑤ ホースギャラリーや特産品が並び、鉄道利用者や観光者をお迎えしている安平町物産館については、床や壁等の内装改修を行ってまいります。
- ⑥ コロナ禍で落ち込んだ消費活動の回復や物価高騰等を踏まえたプレミアム付き商品券事業を行うとともに、ポイントあびらとの連携共有による利便性の向上に向け、実施主体である安平町商工会と協議を進めてまいります。
- ⑦ 事業承継の意向調査や民間活用によるマッチングプログラムなど、商業の後継者対策を進めてまいります。

Ⅳ 健康・福祉

- ① 公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持存続は、非常に重要であることから、引き続き、医療機関に対する必要な支援事業を行っていくとともに、入院病床や休日夜間の医療体制の確保に向けて協議検討を継続してまいります。
- ② 保健事業と介護予防事業を一体的に展開し、フレイル対策をはじめとした高齢者の健康寿命延伸と生活習慣病重症化予防を推進してまいります。
- ③ 社会福祉協議会追分支所や近隣の公共的施設を利用する町民のために、支所駐車場の舗装整備を行ってまいります。

- ④ 介護福祉士の資格取得に係る費用助成の対象者を町民全般に拡大するとともに、外国人介護技能実習生等の確保を支援するための介護事業所への助成を開始し、介護人材確保の取組を強化してまいります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策については、追分・早来両地区の発熱外来等受診体制に関する事など、今後も国や北海道、関係機関等と連携を密にしながら、必要な取組を行ってまいります。
- ⑥ めくもりセンターの長寿命化に向け屋根防水改修を行うとともに、めくもりの湯のミストサウナ設備を更新してまいります。

V 生活環境・生活基盤

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく脱炭素社会の実現やカーボンニュートラルの推進に向けて、地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー導入目標を策定するとともに、ゼロカーボンシティ宣言の表明や環境セミナーなどを開催して計画の実効性を高める取組を行ってまいります。
- ② 町内にある2か所の斎場については、安平町行政改革プラン2022や老朽化の状況を踏まえ、斎場施設の統合を視野に入れた整備方針を確立するとともに、小動物炉の修繕等の計画的な整備と使用料の適正化を進めてまいります。
- ③ 広域で実施しているごみ収集については、最も小さな規格となる「5リットルサイズの生ごみ用ごみ袋の導入」や経費節減効果を考慮し有料指定ごみ袋ではない市販の袋にも対応する「資源用ごみ袋の見直し」を安平・厚真行政事務組合と連携しながら進めていくほか、戸別収集を想定した家庭のごみ出し支援に関する調査及び試験を実施し、ごみ出し困難者の負担軽減と利便性向上に努めてまいります。
- ④ 町道については整備計画に基づき進めておりますが、遠浅酪農2号線の道路幅員の拡張も含めた全面改良を計画的に進めるとともに、追分市街4号線いわゆる追分小学校の坂道の歩道修繕等を進めてまいります。
- ⑤ 公園施設については長寿命化を図るため計画的な修繕を進めておりますが、町内への経済波及効果とさらなる利用促進に向けて、ときわキャンプ場を拡張し駐車場やトイレなどの環境整備を行うとともに、指定管理者制度により運営してまいります。
- ⑥ 子育て世代や首都圏からの移住希望者など多様なニーズを踏まえ、民間賃貸共同住宅の建設支援や宅地の確保、民間空き地・空き家活用等により、住まいの確保策を展開してまいります。

また、令和4年度に設立したあびら移住暮らし推進協議会の構成団体や関係機関と連携しながら、移住ツアーによる現地体験やワンストップ移住相談、移住者同士の交流など、移住促進に向けた取組を強化してまいります。

- ⑦ 公共交通については、早来地区におけるハイヤー空白状態を緩和するため、運転手確保に向けた２種運転免許取得費助成の新設や循環バスとデマンドバスの停留所増設等による対策を講じるとともに、鉄道の維持存続につながる利便性向上と楽しい鉄道づくりを目指してＪＲ室蘭線の沿線市町等と連携しながら取り組んでまいります。
- ⑧ 消防・救急体制の向上と効率化を図るため、厚真町に所在する老朽化した胆振東部消防組合消防署本部の建て替え支援を行ってまいります。

Ⅵ 行財政運営

- ① 国が進めるデジタル田園都市国家構想及び安平町の自治体ＤＸ推進計画を踏まえて、行政手続きのオンライン化をはじめとした町全体のデジタル化を推進するとともに、教室の開催やＳＮＳ等を活用した情報発信を行ってまいります。
- ② 安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化を目指す「安平町行政改革プラン2022」を踏まえ、機能が類似している施設等の再編・統廃合や民間活力の有効活用に向けた各種検討など、不断の行政改革に取り組んでまいります。
- ③ ふるさと納税や内外に対するシティプロモーション戦略の展開により、町の知名度や地域イメージの向上、持続可能な行財政運営の推進を図ってまいります。

むすび

ただ今、令和５年度の町政執行に臨む私の所信表明と施策の一端を申し述べさせていただきます。

復興関連事業に位置付けている大型事業は概ね完了し、残る主な事業は令和６年度に整備を予定している「早来公民館の大規模改修による防災支援施設の整備」と「防災倉庫の整備」の２つとなりました。新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰への対応など先行きが不透明な状況下にはございますが、住民サービスの維持確保と持続可能な財政運営を図りつつ、前例にとらわれることなく時代のニーズを的確に捉え、安平町の未来へつながる復興と新しい安平町を創造してまいります。

町政を担う責任者として、第２次安平町総合計画の将来像『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向け、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和５年度に向けての私の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で令和５年度町政執行方針を終わり

ます。

◎ 日程第 7 教育行政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第 7、令和 5 年度教育行政執行方針を行います。説明のため教育長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長どうぞ。

○教育長（種田直章君）

令和 5 年度教育行政執行方針

令和 5 年第 2 回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

1 はじめに

町内の両認定こども園における魅力的な教育・保育並びに参加者の想いに寄り添い、その主体性を尊重しながら行われている「あびら教育プラン」は、「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」の実践自治体としての土壌づくりに多大な貢献をしていると受けとめております。とりわけ「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」にうたわれている原則及び権利の体现ともいえる遊びや学びは、子どもの可能性を広げ、高めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く資質と能力の育成につながっており、今後も就学前を含め子どもを対象とした学びの場において大切にしていけるべき基本的な姿勢であると認識しております。

昨年 10 月末を以て早来地区における学校建設が竣工しました。北海道胆振東部地震に端を発し、凡そ 4 年間にわたって多くの皆様から特段のご理解とご協力をいただいてまいりましたことにあらためて感謝申し上げます。おかげさまで早来小学校と早来中学校の子どもたちは、3 学期の始業式となった 1 月 16 日に新校舎での生活を開始することができました。4 月には、安平小学校、遠浅小学校の子どもたちも加わって早来学園が開校し、義務教育学校としての歴史が始まります。平成 30 年度から小中一貫教育に取り組んでいる追分小学校、追分中学校とともに 9 年間の系統性・連続性に配慮した教育課程の編成・実施に努めながら

安平町の学校教育のさらなる充実を目指してまいります。

社会教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や開催規模の縮小などを余儀なくされてきた経緯がございますが、事業の企画や実施の可否についての判断、感染防止対策を講じての運営等に教育委員会事務局が支援の手を差し伸べたことも少なからずございました。結果として事業を主催した団体やそこに参加した方々の生きがいや喜びにつながったことを考慮すると、今後もコロナ禍が続く状況下においては、基本的な感染防止対策を講じることへのご理解をいただきながら主催者や参加者が安心して学び、楽しめる機会の企画・準備・運営等について支援を続ける必要があると考えております。

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』が変更されましたが、今後も国や北海道が示す通知等の内容を確認するとともに、安平町及び近隣の市町の状況を勘案しながら、全ての世代の学びを保障する考え方を基本として安平町の教育に取り組んでまいります。

2 就学前教育・保育、子育て支援の充実

(1) 就学前教育・保育の推進

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに寄与することを目的として、病児病後児保育の環境整備について医療機関や認定こども園のご協力をいただきながら検討してまいります。

(2) 子育て支援の充実

「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」の実践自治体として子どもの社会参画を保障する活動の機会を一層充実できるよう努めてまいります。特に、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう進めてまいります。

3 学校教育の充実

(1) 授業改善の推進による教員の授業力の向上

教員の授業改善及び授業力のさらなる向上を目指し、「安平町ハンドブック『主体的・対話的で深い学び』の実現～実現する子どもの姿をイメージした授業づくり～」の活用によりピクトグラムを意識した授業の組み立てについて指導・助言に努めてまいります。

また、児童生徒の学びの幅を広げ、学習内容の理解が深められる授業の実現を目指し、I C T機器やデジタル教材の有効活用についてのスキル向上を目的とした研修機会の充実に努めてまいります。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の充実

「あびら教育プラン」の教育課程（主として総合的な学習の時間）への位置付けを拡充することで、児童生徒の発達段階に応じた探究的な学習活動を実現するとともに、教員の知見を高め、児童生徒の学習活動がさらに充実するよう努めてまいります。

また、地域の方々を講師に招いての体験的な学習や地元の企業や事業所と連携して実施しているキャリア教育は安平町の教育の特長であり、今後もご指導いただく皆様のご理解とご協力のもと児童生徒が地域の魅力に触れながら学べる機会を設定してまいります。

さらに、地域学校協働本部を立ち上げ、学校運営協議会と連携しながら学校を核とした地域づくりを進めるために、地域プロジェクトマネージャー（L P M）を配置して学校と地域の連携・協働体制の構築を進めてまいります。

（３）小中一貫教育の充実

小中一貫教育が目指す９年間の系統性・連続性に配慮した教育課程の適切な編成・実施に関することをはじめとして、参考にしたい事例についての研修及び自校への導入の検討について有効と判断した学校への視察研修等の機会の充実に努めてまいります。

（４）特別支援教育の充実

町内の学校における児童生徒が自身の特性に適した環境において安心して学習に取り組む楽しく生活するうえで重要な役割を果たしている安平町教育支援委員会につきましては、答申のみを目的とした組織ではなく、必要な情報の共有や貴重な研修の機会として機能させることで、各校におけるより適切な指導と支援につながるよう努めてまいります。

また、通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会を充実することで、全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めるとともに、児童生徒の相互理解につながるようインクルーシブ教育を推進してまいります。

（５）学校における働き方改革の推進

校務支援システムの導入により教職員が本務に専念できる時間が確保され、児童生徒への教育がさらに高められるよう努めてまいります。

また、中学校における部活動につきましては、引き続き部活動指導員の配置を促し、教員の負担軽減に努めてまいります。加えて、休日の部活動の地域への移行を令和７年度末までに実現できるよう受け皿である総合型地域スポーツクラブ等のご理解とご協力をお願いしながら進めてまいります。

（６）教職員の服務規律の徹底

昨年１月に安平町校長会が策定した「安平町立学校職員コンプライアンス宣言」及び「安平町立小・中学校で取り組む内容」につきましては、安平町校長会より内容の一部を見直す考え方が示されたことを受け、改定に際して適切な指導・助言を行うとともに、教職員の服務に対する自覚が向上し、信頼される学校となるよう努めてまいります。

４ 追分高等学校への支援の充実

（１）町としての新たな支援

希望する生徒、教職員に対して学校給食を提供します。また、町内外を問わずＪＲを利用して通学する全ての生徒に対して定期券購入に係る費用を全額補助します。さらに、生徒一人に対して一台配置するタブレットについては同じ機種端末を供与することで、生徒・教員共に授業に取り組みやすい環境を調えます。

(２) 町として継続する支援

在籍する生徒が自身の興味・関心に応じて学習できる環境を調べ、高校の魅力化に寄与することを目的に進めております学社融合による選択教科への講師の派遣を行います。また、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助を行ってまいります。

(３) 高校存続のための実績の報告

町としての高校への支援内容に加え、在籍生徒の各種活動実績、安平町との包括連携協定を締結した栗山町の介護福祉学校への進学実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容と生徒の進学率・就職率の状況、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容、その他在籍生徒が前向きに登校し、学び、地域に貢献している状況等について設置者である北海道に報告し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。

５ 社会教育の充実

(１) 早来学園図書室の利用の促進

早来学園の図書室につきましては、学校図書館としての機能だけでなく、公民館図書室としての機能を有することから、図書館司書やコンシェルジュ等との情報を共有するとともに、利用者のニーズの把握に努め、地域の皆様に広くご利用いただくための方策を講じてまいります。

(２) 平和教育の充実

児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。

また、派遣者が研修した内容等をより多くの児童生徒が共有できるよう学校の考え方も参考に報告会の実施の仕方について検討するとともに、公民館を活用したパネル展を開催してまいります。

(３) 鉄道資料館整備事業に係る再検討

ＳＬの屋外展示やミニＳＬの運行等については、安平町追分ＳＬ保存協力会にご協力、ご指導をいただきながら実施しておりますが、今後の在り方について、関係する方々からのご意見を伺いながら検討してまいります。

(４) 生涯学習フェスティバルでの団体への支援

協賛団体の活動への意欲と団体相互の交流が期待される生涯学習フェスティバルにおいて各団体の運営等に対し適切な支援を行ってまいります。

(５) 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援

学習や社会参加への意識を高め、自ら啓発に努める学習活動を促進する生涯学習活動促進事業を支援してまいります。

(6) 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援

外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて、世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。

(7) 生涯スポーツの支援

町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じて気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等をスポーツ推進員はもとより、スポーツセンター指定管理者、民間企業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。

また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。

(8) 社会体育施設の利用促進

昨年、JOCの認定施設となりましたスポーツセンターにつきましては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けておりますことから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービス及び施設・設備の認知度の向上に努めてまいります。

(9) 町民センター改修に係る実施設計の実施

公民館施設としての機能に防災支援施設及び社会体育施設の機能を加えた新たな町民センターを念頭に、令和6年度からの改修工事に向けて町民の声を受けとめ実施設計を進めてまいります。

6 おわりに

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

就学前の教育・保育、学校教育、社会教育全ての領域に対して町内外から熱い視線が注がれる安平町において、令和5年度は、特にソフト面での充実に力点を置いて各種取組に着手する必要があると考えております。学校、関係機関、団体等との連携を大切にするとともに、様々な事例から学び、多くの方からのご意見に耳を傾けながらより充実した教育の展開を目指してまいります。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で令和5年度教育行政執行方針を終わります。

◎ 日程第 8 発委第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 8 発委第 1 号、安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君）

発委第 1 号

安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

安平町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

安平町議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、議会における個人情報保護制度を新たに定める必要が生じたため、この条例の制定について、提案するものである。

以上です。

○議長（多田政拓君） 本件の提案説明を求めます。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11 番梅森です。発委第 1 号の提案説明をします。お配りしました資料の 1、条例制定の背景にも記載のとおり、令和 3 年 5 月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで

団体ごとに規定されていた個人情報の取り扱いに関する規定が一本化され、令和5年4月1日からは新たな個人情報保護法の規定が全国共通のルールとして地方公共団体に適用されることとなりました。但し、地方公共団体の議会については国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いにかかる規律の対象となっていないこととの整合を図るため、一部の規定を除き新たな個人情報保護法の適用対象外となるため、独自に個人情報保護制度を議会ごとに設けることが必要となったことから本条例を制定しようとするものです。条文の朗読は省略しますが、内容については新たな個人情報保護法や本定例会に提案されています議案第9号の町が制定する個人情報の保護に関する法律施行条例などと整合性を図っています。法律と大きく異なるところは第25条の開示決定等の期間が法では30日以内に開示決定することになっていますが、本条例では14日以内と短い期間で開示決定する内容となっています。尚、この条例の施行日は令和5年4月1日となっています。以上をもちまして提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。提案説明が終わりました。お諮りします。本案件については議会改革調査特別委員会で審議を行って参りましたので、質疑討論を省略しただちに採決したいと思いますがこれに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めただけに発委第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第9議案第1号、安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

令和3年6月22日に議会の議決を経た安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

公共下水道安平町早来浄化センターの改築更新に係る建設工事委託の変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

それでは別紙裏面をご覧ください。

（別紙）

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 協定の目的	安平町早来浄化センター建設工事委託	変更前と同じ
2 協定の方法	随意契約	変更前と同じ
3 協定の金額	106,000,000円	100,210,000円
4 契約の相手方	東京文京区湯島二丁目31番地27号 地方共同法人 日本下水道事業団 代表者 理事長 森岡泰裕	変更前と同じ

協定の変更内容についてご説明させていただきます。項目欄の1 協定の目的、2 協定の方法、4 契約の相手方に変更はありません。3 協定の金額について変更前の当初契約1 億600 万円を協議により579 万円を減額し、1 億21 万円に変更しようとするものです。

補足説明として、本協定は運転開始後17 年が経過している公共下水道安平町早来浄化センターで、とりわけ監視制御装置の故障、不具合が相次いでいることから交付金事業での改築更新工事を地方共同法人日本下水道事業団様へ令和3 年度から令和4 年度まで2 年間の期間で積算から入札、施工、完成検査までを一括で委託し実施しています。協定により本委託工事の入札先には賃金や敷材の高騰や世界的な半導体不足による設計変更に備え留保していましたが、今回設計変更の要件はなく、去る1 月26 日に完成に至っています。そこで委託先の日本下水道事業団様より入札差金の整理のため、協定の一部変更の協議があったことによるものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第2 号

○議長（多田政拓君） 日程 10 議案第 2 号、令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 提案説明の前に歳出明細 56 ページ説明欄の上から 4 行目、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の額が 1 億 1677 万 6000 円となっていますが、正しくは 1 億 1677 万 8000 円です。正誤表を提出していますこと、お詫びをもって訂正願います。それでは議案第 2 号朗読。

議案第 2 号

令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）について

令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の追加等により、令和 4 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第 2 号

令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 4 年度安平町の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 122,105 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,628,099 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町一般会計補正予算(第13号)についてご提案説明致します。今補正の主なものにつきましては、歳入では令和4年度国の補正予算等による普通交付税の再算定による5780万9000円の増額や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5607万3000円の増額計上など、歳出では宅地造成に伴う用地購入費2099万9000円の計上や農地耕作条件改善事業費2516万円の増額です。尚、今補正においては歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込みによるもので、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業を含め執行残の整理が大半であることから、決算見込みによるものや執行残の整理については説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは歳出から説明致しますので24ページをお開き下さい。25ページにまたがる1款議会費は、全て決算見込み等による減額となりますので説明は省略します。

27ページにまたがる2款総務費1項1目一般管理費は全て決算見込み等によるもので、2目電子計算費は(2)防災行政情報告知ネットワーク構築事業。10節は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額。13節は電波料金の値上げにより増額するもので、29ページまでその他は全て決算見込み等による減額です。30ページにまたがる5目職員厚生管理費及び6目文書広報費は全て決算見込み等による減額です。31ページにまたがる7目財産管理費(2)庁舎管理経費10節燃料費は支出見込みによる不足分の増額で、31ページ光熱水費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額です。11節は使用実績の増加に伴う庁舎の電話料などの増額。13節は下水道使用料の利用実績に伴う増額です。(3)町有施設管理経費、12節除排雪業務委託料は支出見込みによる不足分を増額。32ページ不動産鑑定評価業務委託料は、不動産鑑定士に遠浅696番地4の意見書を作成依頼するため計上するもので、14節公共施設クーラー設置工事は保健センターのエアコンを通年設置とするための経費を増額するものです。16節は宅地造成を行うため早来栄町109-1及び109-4、90-7を購入するものです。(5)町有施設再活性化事業は管理日数の増による増額計上。その他は全て決算見込み等による減額です。8目自治会館施設費は会館使用料の減額などによる財源振替です。33ページ9目地方振興費(1)

地方バス路線維持経費は、コロナ禍による令和3年10月から令和4年9月までの地域間幹線の輸送量減に伴い国庫補助基準を割ってしまったため、定住自立圏における路線関係市町の苫小牧市、厚真町、安平町で減額査定分を補助するもので、(2) 共聴施設管理経費は、電柱移設費用などにより不足が生じることから増額するもので、34ページにまたがる10目企画費(1) 地域公共交通対策事業7節はポイント付与で不足が生じるため増額。12節循環バス停留所設置業務委託料及び総合時刻表マップ編集業務委託料は、いずれも早来地区のハイヤー空白状態の緩和を目的とした停留所の増に伴い増額するもので、34ページ13節は利用実績などから不足分を増額するものです。その他は全て決算見込み等による減額です。35ページ11目まちづくり推進費(4) 定住促進事業10節は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額。36ページ18節空き地住宅建設補助金は申請件数の増による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。12目交通安全対策費は全て決算見込み等による減額です。15目財政調整基金費は本補正による歳入超過分を基金に積み立てるものです。37ページ2項1目税務総務費から39ページにまたがる6項1目監査委員費までは全て決算見込み等による減額です。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金は福祉医療費助成の影響に対する繰出金の増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。40ページ2目国民年金事務費は全て決算見込み等による減額です。4目社会福祉施設費10節は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額、13節は下水道使用料の利用実績に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。5目ぬくもりセンター施設費10節は、ろ過機塩素注ぎ口の移設や滅菌機の修繕を行うため増額するもので、12節除排雪業務委託料は駐車スペースの確保など回数を増やすため増額、その他は全て決算見込み等による減額です。41ページ7目子ども医療費(1) 子ども医療費助成事務経費及び(2) 子ども医療費助成経費、8目重度心身しょうがい者医療費はいずれも受診件数の増加によるものです。42ページにまたがる9目高齢者福祉費は全て決算見込み等による減額です。10目高齢者福祉施設費(1) 高齢者施設管理運営経費10節及び(2) しのめ交流館管理経費10節光熱水費はいずれも電気料金の値上げなどによる支出見込みによる増額。43ページ13節は下水道使用料の利用実績に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。11目介護支援費(2) 介護保険利用者負担軽減措置助成事業は対象者の増によるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。12目しょうがい者福祉費19節しょうがい者自立支援費は利用者の増によるもので、22節は令和3年度しょうがい者自立支援給付費等国庫負担金の償還金です。44ページ2項1目児童福祉総務費及び2目保育所運営費は全て決算見込み等による減額です。3目子育て支援費(1) 児童館運営経費は児童館指定管理業務委託料に放課後児童支援員等处遇改善事業を実施するための費用を追加するもので、45ページにまたがる(2) 子ども発達支援事業費は全て決

算見込み等による減額です。4目認定こども園等運営経費18節子どものための教育・保育給付費負担金は公定価格の増により負担金を増額するもの。児童福祉複合施設管理運営経費負担金は光熱水費の単価上昇による経費負担の増額見込みによるもので、その他は全て決算見込みによる減額です。46ページにまたがる5目児童手当費は全て決算見込み等による減額です。

47ページにまたがる4款衛生費1項1目地域保健費18節新規看護師等雇用助成金は新たに2名分を増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。49ページにまたがる2目予防費は48ページ(2)健康教育事業12節はインボディ測定の利用者増に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。50ページにまたがる3目母子保健費は全て決算見込み等による減額で、4目霊場費10節光熱水費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額。修繕料は迫分斎場電気湯沸器故障による修繕を行うための増額。その他は全て決算見込みによる減額です。51ページ5目環境衛生費(1)公衆トイレ管理経費10節光熱水費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。52ページ6目公害対策費は全て決算見込み等による減額で、53ページにまたがる7目保健センター管理費10節は栄養実習室の網戸修繕及び火災報知機のバッテリー交換によるもの。13節は下水道使用料の利用実績に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。2項1目衛生組合費及び3項1目水道費は全て決算見込み等による減額です。

54ページ5款労働費1項1目労働諸費は決算見込みによる減額で、2目労働会館施設費10節光熱水費は電気料金の値上げによる増額。13節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額です。

○議長(多田政拓君) 田中副町長。

○副町長(田中一省君) はい。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。只今説明の途中ですが13時まで休憩とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。休憩前に引き続き議案第2号一般会計補正予算の提案説明をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まず54ページ6款農林水産業費から説明を致します。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費及び55ページ2目農業総務費は全て決算見込み等による減額です。3目農業施設管理経費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、4目農業振興費（1）農業振興資金貸付事業経費は決算見込みによる減額です。56ページ（2）生産振興対策事業経費18節農業生産資材高騰対策事業補助金は決算見込みによる減額で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は12月補正により計上しました安平町農業再生協議会交付金から組替えするものです。農地利用効率化等支援交付金は追加配分により計上するものですが、年度内に執行が困難なため繰越明許費となります。（3）鳥獣被害防止総合対策事業経費及び5目畜産業費は全て決算見込み等による減額です。57ページ6目土地改良事業費（1）北海道土地改良事業団体連合会負担事業は事業精査に伴う特別賦課金の増によるもの。

（2）土地改良事業費12節農地耕作条件改善事業調査設計業務委託料及び14節農地耕作条件改善工事は事業費の増額によるもので、繰越明許費にて実施するものです。その他は全て決算見込み等による減額です。7目安平川地区国営土地改良事業費10節燃料費は支出見込みによる増額。光熱水費は電気料金の値上げなどによる支出見込みによる増額で、その他は決算見込み等による減額です。58ページ9目ダム管理費3節は会計年度任用職員の期末手当で算定誤りがあったため追加支給をするものです。10節燃料費は支出見込みによる増額。光熱水費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。59ページにまたがる2項2目林業振興費は全て決算見込み等による減額です。

60ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費（1）企業誘致推進事業経費10節は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。（2）商工振興事業経費18節創業等支援事業補助金は対象事業者の増によるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。（3）安平町商工会補助金18節追分ふれあいセンターいぶき管理運営経費補助金はコロナ禍により使用料収入が大幅に減少したため救済措置として補助金を増額するもので、（4）新エネルギー事業経費は決算見込み等による減額です。61ページ（5）にぎわい交流館管理経費10節光熱水費は電気料金の値上げによる増額。修繕料は温水器を修繕するもので、その他は決算見込みによる減額です。（6）工業団地等管理経費及び（7）チャレンジショップ事業、（8）あびら起業家カレッジ事業は全て決算見込み等による減額です。62ページ2目観光費は全て決算見込みによる減額です。

63ページ8款土木費2項2目道路維持費10節は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、12節は今後の支出見込みによる増額です。4項1目都市計画総務費は全て決算見込み等による減額です。64ページ2目公園費（1）

鹿公園管理経費は全て決算見込み等による減額です。65ページにまたがる

(2) ときわ公園管理経費17節は指定管理へ移行するため事前準備に係る備品を購入するため増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。(3) 町内公園管理経費3節は会計年度任用職員の期末手当で算定誤りがあったため追加支給するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。66ページ3目緑化推進費及び4目地籍調査費5目公共下水道費は全て決算見込み等による減額です。67ページにまたがる5項1目公営住宅管理経費10節は高額修繕の増に伴い予算不足が見込まれるため増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。2目住宅建設費は決算見込み等による減額で、9款消防費1項1目消防組合費は決算見込み等による減額です。

68ページ2目災害対策費及び10款教育費1項3目義務教育振興費(1) 学校施設管理経費10節はいずれも電気料金の値上げなど支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。69ページにまたがる(2) 学校施設整備経費から70ページ6目スクールバス管理費までは全て決算見込み等による減額です。71ページにまたがる2項1目学校管理費13節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。3項1目学校管理費13節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。72ページ2目教育振興費から75ページ5項3目体育施設費までは全て決算見込み等による減額です。76ページにまたがる4目学校給食費10節光熱水費は電気料金の値上げなど支出見込みによる増額。26節は配送車の重量税13年超えに係る加算分を増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。5目スキー場管理費及び78ページにまたがる6目町民プール管理費は全て決算見込み等による減額です。7目スポーツセンター管理費(2) せいこドーム維持管理経費12節スポーツセンター指定管理料はスタッドレス講習会の開催日数の減や感染対策実施経費の増などに対し支援するための増額計上で、その他は全て決算見込み等による減額です。8目野球場管理費は全て決算見込み等による減額です。

79ページ11款災害復旧費は全て決算見込み等による減額で、13款給与費は歳入補正に伴う財源振替によるものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。1款町税、4項1目町たばこ税は決算見込みによる増額です。

12款地方交付税は国の補正予算に伴い地方交付税が増額され、今年度交付された普通交付税の基準財政需要額の再算定などにより追加交付をされるものです。

9ページ14款分担金及び負担金1項2目衛生費負担金は決算見込みによるもので、3目農林水産業費負担金は農地耕作条件改善事業に係る受益者負担金で繰越明許費の財源となるものです。

9ページから12ページにまたがる15款使用料及び手数料は全て決算見込みによるものです。

13ページにまたがる16款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金から15ページ2 項 7 目災害復旧費国庫補助金は全て決算見込みによるものですが、14ページ2 項 1 目総務費国庫補助金 4 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はデジタル田園都市国家構想推進交付金事業などの実施に伴い追加配分されるもの。4 目農林水産業費国庫補助金は農地耕作条件改善事業に交付される補助金で繰越明許費の財源となるものです。

15ページ17款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金から17ページ3 項 1 目総務費委託金は、いずれも交付額決定または決算見込みによるものですが、16ページ2 項 4 目農林水産業費道補助金 1 節強い農業づくり事業費補助金は農地利用効率化等支援交付金事業に交付される補助金で繰越明許費の財源となるものです。17ページ7 目商工費道補助金は10月の第9号補正により実施した物価高騰対策安平町消費拡大地域活性化事業に対し追加で交付決定されたものです。

18ページから19ページにまたがる18款財産収入は全て決算見込みによるもので、19款寄付金 1 項 2 目指定寄付金は企業版ふるさと納税で新たに寄付があったことから増額計上するものです。

20ページ20款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2 目まちづくり基金繰入金から21ページにまたがる9 目ふれあい基金繰入金まではいずれも充当事業の補正などによるものです。23ページにまたがる22款諸収入 3 項 1 目衛生費受託事業収入及び4 項 6 目雑入は、いずれも交付額決定または決算見込みによるものです。

23款町債は全て事業費の確定または決算見込みにより整理するものです。

次に繰越明許費補正及び地方債補正について説明しますので5ページをお開きください。まず第2表繰越明許費補正の追加については、6款1項農地利用効率化等支援交付金事業29万1000円及び農地耕作条件改善事業2828万円は、いずれも追加交付による事業で年度内に完了が困難であることから繰越事業として実施をするものです。

次に第3表地方債補正の変更については合併処理浄化槽設置事業の限度額を320万円から220万円に、春日地区水利施設等保全高度化事業の限度額を1370万円から1170万円に、追分公民館非常用電源対策事業の限度額を2400万円から2310万円に、伝送用専用線設備災害復旧事業の限度額を710万円から280万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億2210万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2809万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 24 ページをお開

きください。24 ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ 25、26 ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ 27、28 ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ 29、30 ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ 31、32 ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 32 ページで 2 点ほどお伺いしたいのですが。まず 16 のところの公有財産購入費のところですが。こちら購入の目的はどのようなことなのかというのが 1 点。あと（4）の P C B の廃棄物処理経費ですが、こちら期限内に廃棄が間に合うのかどうかこの 2 点お願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず初めに公有財産購入費ですが、こちらについては新年度におきまして宅地造成を行うために購入するものです。それと P C B については期限内に全て終わっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 宅地造成の方は了解しました。P C B の方ですが、こちら期限に間に合うというものは高濃度のものか低濃度のものか、その違いをお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの方は高濃度の方になっています。今後低濃度の方もありまして、それはまだ期限がありますので今後処理していくことで予定しています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 私ももう一度三浦議員の同じようなところを質問させていただきたいのですが、16 の公有財産購入費。地番なのですが先ほどの説明だと3か所というような番地設定になっているかと思うのですが、その詳細についてもうちちょっと教えてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの番地ですが109 のふた番地については1か所、2筆で1か所となっています。もう1か所の94番地については、旧栄町公営住宅跡地のところ。これが買い戻しがありまして、その分です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） これは隣接して地番は違うけれど同じ並びにあるという判定でよろしいのでしょうか。僕ちょっと番地が離れているので飛び地になっているのかどうかだけ確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 109 番の枝番については1か所で隣接している土地になっています。

○議長（多田政拓君） もう一つ。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 補足します。当初説明していたのが早来栄町 109 の 1 及び 109 の 4 と 90 の 7 という形です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○10 番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 33、34 ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 33 ページの下の委託料の循環バス運行業務委託料、こちらマイナス補正の要因を伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらについては今年から長期契約の 1 年目になりまして、見積もり合わせをした結果このような減額になったという状況になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） じゃあまた来年度以降見直しをかけてやるということで、契約するということでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 長期契約になっていますので毎年年初めに見積もり合わせをする状況に、あ、しないです。この金額でごめんなさい。行く

予定になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 35、36 ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 35 ページと 36 ページでそれぞれ聞きたいことがあるのですが。まず 35 ページの出産祝金と結婚祝金、こちら実績による減だと説明を受けたのですが、実績は何件分かが 1 点目。あと次が 36 ページの民間賃貸共同住宅建設支援事業助成金、こちらアパートのものだと思うのですが、それと長期優良住宅建設助成金と移住支援金、あと若者雇用助成金。それぞれ減額補正だと思うのですが、どのように P R しているのか確認させてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） それでは 1 つ目の出生祝金ですが、こちらの現在実績見込みとしては 24 件の状況となっています。続きまして町民結婚祝金ですが、こちらについては現在の見通しで 6 件の実績見込みとなっています。

続きまして民間賃貸共同住宅等建設支援事業費助成金については 2400 万計上したのですが、今年度のウッドショック等ありまして実績が 0 件の無しという状況になっています。

続きまして長期優良住宅建設助成金。こちらについても今年度については実績がない状況になっています。その上でどのように P R していたのかということですが、結婚祝金等については定住促進条例に基づきましてホームページ等を通じながら実績に応じて支給している状況になっています。

民間の賃貸共同住宅棟建設支援事業については、こちらは事業実施、年度当初から応募いただけるようにホームページ等を通じながら、あと建設協会等にもご説明に参りながら動かしていたところなのですが、先ほどご説明したとおり昨年度、昨今のウッドショック等で建設をしようという意欲がなくて実績ゼロの状況になっています。

長期優良住宅についても今回について今建設が進んでいるところがあるのですが実施補助金執行の時点としては今ズレていく見通しでして、R5年度には実績が出そうなのかなと、そんな見通しになっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員どうぞ。

○7番（三浦恵美子君） あと2つ。移住支援金と若者雇用助成金は。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 失礼しました。移住支援金の210万については、こちらは北海道の政策と連携してやっているものでして、都会、東京の23区から呼びかけまして、更にこのサイトを通じて雇用と連動しまして町内で雇用したいという業者があつて、23区から移住してきた場合にこの支援金が支給されるという要件がいくつかあるものなのですが、現時点としては町内の事業者がそちらに、道のサイトに今募集がゼロという状況になってまして今回はゼロ実績となっています。これについても来年度に向けてこの辺を強化しようと予定してまして、新年度予算等で説明できればと思っています。

もう1つの若者雇用助成金ですが、こちらについても今年度はゼロ実績の中身になっています。こちらでも町内の企業に雇用が起きた場合に1年以上という要件がつくのですが、助成金がつく中身なのですが、残念ながらそこはゼロ実績と。PRについては誘致企業会等を通じながらこうした制度をご説明させていただいている状況となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この4つ連動していかなければうまくいかない政策だと思うのですが、なかなかこの移住支援金は縛りが厳しくて難しそうな感じもしますが、ぜひ移住定住に向けてしっかりやっていただけたらと。

あとPRの方法も色々模索して増やすか考え直すかもやっていただけたらと思いますがいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ありがとうございます。移住支援金はそのような課題を認識していきまして、今R4年度事業ということになるのですが、現在まち・ひと・しごととアルバイト情報誌を通じたホームページの方を掲載できるように準備を進めていきまして、町内の15社の事業者の方に現場の状況やインタビューを受けて、それをPRすることで人手確保につなげていきながら町内に少しでも雇用が生まれるような努力をしています。そのサイトが1つできますと、道のそういったサイトとも連携がとりやすくなりましてPRの強化をR4年度事業で今実施しています。成果が出るような状況ですので、この効果が来年度以降結果として現れるといいなと。また、そこを強化していきたいと考えているところです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ39、40ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ41、42ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 41ページのところで1つ伺いたいのですが。高齢者支援事業のところの委託料。これは減額しているのですが、これ減らして大丈夫かという、どれぐらい見込んでいたのかも合わせて伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 生活支援事業委託料ですが、これについては通院移送また外出支援、除雪サービス等の委託料になっていきまして、実績に

については通院移送が12月現在の数値ですが327回。外出支援が523回。除雪支援については12月末の数字で、まだ降雪がなかったところでゼロ件でした。

今回3月までの実績見込みということで減額をしたところですが、当然今月分の利用実績等も見込んで減額しましたので足りなくなるということはないと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今月いっぱいの実績、もうそろそろ今月も終わるし雪も降っていないので大丈夫かなと思うのですが、万が一はみ出た場合についてはどのように対応されますか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 通院移送と外出支援については利用している方が決まっていますので、その回数は確保されています。除雪サービスについては降雪はわからないものですが、昨年のような1月、2月の大雪ですとまた別ですが、なかなか3月にそのような大雪は降ることはないとは思いますが、ある程度の余裕をもって確保していますので、足りなくなることはほぼないのかなと思っています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ43、44ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） すみません。ちょっとこれはシンプルにわからなくて伺いたいのですが、43ページのところの12目しょうがい者福祉費の部分で、償還金利子及び割引料。こちら実績による返還だと伺ったのですが、要因はどのようなものですか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 要因と申しますか、この内容についてはしょうが者自立支援給付費にかかる国から貰う負担金ですが、令和３年度の分の実績報告が４年度に行うところで、その実績に基づいて返還することになったというところです。要因と申しますか３年度の実績、当初の見込みより実績が少なくなった。３年度において多く貰っていたところで実績に基づいて４年度で償還をするので実績が当初申請していたものより少なくなったのが要因です。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○７番（三浦恵美子君） 具体的にどのようにできなかったことがあったとか、そういうのありますか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） この自立支援の給付費ですが、しょうがい福祉、しょうがいをお持ちの方のしょうがい福祉サービスですとか、相談支援サービス、補装具とかしょうがい児通所サービスにかかる給付費でして、町の方でできるできないではなくて、そのしょうがいをお持ちの方がサービスを利用した実績に基づいて償還なり、少なければ追加交付となるものです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 45、46 ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 47、48 ページ。ありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 47ページの委託料なのですが、心の相談業務委託料のゲートキーパーに力を入れられていると思うのですが、こちらの実績だとは思っているのですがどのような要因があって減額だったのでしょうか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 心の健康相談業務委託料で只今議員がおっしゃられたように4年度については、ゲートキーパーの研修の方を町民の方に対して実施しました。その他これについては例年震災後行っていますが、検診時のアンケート調査でその内容の集計等委託しています。それに基づいてハイリスクの方に訪問とか相談の支援を行っているところで、4年度についてはコロナ禍ということもありまして、この訪問とかを電話で行ったり、その分で若干委託料が下がった要因となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ49、50ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ51、52ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員どうぞ。

○10番（高山正人君） 申し訳ありません。私の方は52ページの再生可能エネルギー導入目標策定事業についての委託料の金額的なことなのですが、大きな金額なのでこれは想定より相当安いだろうという感覚なのですが、この内訳はどうか説明をお願いします。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 再生可能エネルギー導入目標策定事業の支援業務委託料ですが、本年度この再生可能エネルギーの導入目標策定事業の支援という補助事業がありまして、その補助事業の採択に向けて応募したところですが未採択となりまして、来年度へ向けて事前準備の支援業務の事前準備として 275 万円の委託料の実績となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 53、54 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 55、56 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 57、58 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 59、60 ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 60 ページの 18 の負担金補助及び交付金の部分の商工事業者等移転費用助成金の部分。こちらどのような助成金かというのと、あと何件分を見込んでの減額補正なのかという、この 2 つをお願いします。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 18 節の商工業者等移転費用助成金ですが、内容については町内商工業者の町内の移転ですとか、あとは町外事業者の町内への移転費用に対して助成するもので、胆振東部地震後の町内の空き地に誘導

することで町内市街地の活性化を図るためのものとなっています。

予算的には1件分100万円を見ていたのですが、令和3年度は2件の申請があったのですが令和4年度については実績がありませんでした。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後、特に町外に向けてどのようにPRを進めていくか伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 現状はまず町内の事業者さんが地震で色々な打撃を受けて町外に出ていかないように、なるべく町内で移転するにしても収まっていただくように。そういったことを目的として実施しています。合わせて町外からも町内の方に移転していただきたいという願いを込めてやっているものですが、現状では商工会といった関係機関と連携しながら実施をしています。商工会とも情報を密にして町内の動きをある程度早い段階でこちらでも把握できるものですから、情報を入手した段階でこちらの方から助成金の周知や何かをしている状況です。町外向けには今後更に検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 60ページの18節の負担金補助及び交付金のところの創業等支援事業補助金ですが、ここで創業してくれるのはありがたいことですが、これは何件でどういう事業者だったのでしょうか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 創業等支援補助金ですが、現状で支出済みのところが追分地区のゲストハウス1件。今後支出見込みとしては3件ありまして、追分地区でスープカレー1件、それからスナックが1件、3件目が早来地区のラーメン屋さんとなっていて、3件分が今後支出見込みとなっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 61、62 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 63、64 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 65、66 ページ。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） 66 ページの地籍調査費ですが。土地分筆にかかる修正業務ってどこの土地を分筆したのか、何のためにこれが必要だったのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの地籍調査の委託料ですが、町内において個人であったり色々な方々の分筆が法務局の方に届きます。それを町の方で管理している図面を修正するという形の委託料になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） それでは町の方の帳簿では正確なものが、正確に記載されてなかったということの、それを申請した時にかかる予算が減額だったということですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについては、分筆の件数によりまして発注しています。そしてその結果、執行残で落とさせていただいている形です。稀に抜けているところがあった場合には一緒に修正はかけさせていただいています。いえ、修正業務の方。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 補足します。ここの修正というのは通常法務局で、例えば個人がこの土地を分筆しましたという形で申請します。その申請許可あったやつが役場の方に来て、今まであった図面のところに分筆がありましたよという法務局の資料に基づいて、こちらにある資料もそのように直していく部分が修正という言葉を使っているということです。ご理解のほどお願いします。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 67、68 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 69、70 ページ。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 70 ページの小学校の管理費について、報酬が減額になっているのですが。実は早来小学校学校だよりNo.14、1月23日に出されている中で新しい職員の紹介として図書室まなびおで勤務するコンシェルジュ松岡亮氏、図書館司書に岩井昌子さん、臨時職員山田須美子さんが職員としてなりましたと掲載されているのですね。私は今回の補正予算でなぜ図書室にコンシェルジュ、臨職を置かなければならない理由だとか、司書の岩井さんについては異動というのはわかるわけですが、もう既に名前も全て公表されているのですね。そういう意味では松岡さんと山田さんの報償というか

報酬含めて出ていないので、2月3月は給料が賃金がないということなので、ないということはこれからこれは賃金ではなくボランティアなのかなという考えもしているのですが、こういう経緯に至ったことについて我々に一切も説明もなし。教育行政方針には出ていますね。これはなぜコンシェルジュ、臨職を置かなければならない理由もわかりませんし、このことについて置かなければならない理由、報酬等についてはどうなっているのか。それから時間勤務体系、何人出るのか。これについてまず説明をいただきます。議長その前に、なぜ説明をしないのかだけ最初からお願いします。議会に。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回のコンシェルジュなどについてなぜ説明をしなかったかということですが、一応あびら教育プランの中での予算として計上させていただいた絡みがあるので、確かに今お話いただいたように例えば具体的に社会教育でこれまで勤めていただいた図書室の司書さんが1月から異動になるだとか、具体的なそういうところの表現は確かにさせていただく機会はなかったかなと思いますが、これまでの学校建設に基づく流れの中ではそういったような体制を、既存の例えば公務補を置くだとか、職員の配置の中で今後社会教育の図書室のようなものを置くにあたってそういったような人材を置いた上で拡大した運用をする中身については、ちょっと直接いつのという私も記憶がはっきりしませんが、ご説明を差し上げていたかなと思うのですけれども。今予算の科目的にもここのは先生の科目であるので、予算も今回補正予算の中では触れられているところではないので、ちょっと今お話の程度という形でご理解いただければと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私そんなこと聞いていないですよ。あなた方説明しているたって、今回コンシェルジュを初めて見たのは教育行政方針で出ているのですよ。初めて。そうでしょ。明らかに。

（理事者側協議）

○3番（小笠原直治君） いえいえ私言っているのはそんなことないですよ。まだしっかりと決まって、予算で決まっていないうんじゃなんで名前から全部出るのでしょかって。なぜ全部出のですか。予算審議が終わってきちんとついて、どういうふうになっているのかって予算で説明してこれだけのコンシェル

ジュ案内人が必要ですと。臨職も必要ですと。予算できちんと説明してからではないですか。あんた1月23日に全部公表されているのですよ。名前から何から全部。そんなこといいのですか、全部。あなたね、我々議会は追認議会ではないのですよあなた。あなた方が決めたことをはいって言うのが議会ではないですよ。議会は提起され協議をして承認をしていくのが議会の務めですよ。冗談ではありませんよ、私はダメだとかいいとかではなくて、公表したならばなぜ説明をしないのですかってことなのです、きちっと。職員出ているんだから、何日で報酬どう出るかちょっと教えてください。そして誰がどこで決めたのか教えてください。

○議長（多田政拓君） ちょっと待ってください。小笠原議員に議長の方からお尋ねします。今ここの補正予算の中である会計年度任用職員の減額、小学校管理経費のこの878万1000円の部分についての質問でよろしいですね。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） この質問について減額の内容について教育次長の方から答弁をお願いします、まず。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどの説明もしたとおり、今直接この科目とは全然絡まない部分の任用でして、あびら教育プランの中で配置しているのが答えになるのですが、ここで計上されていて今回補正になっているのは、通常の学校の先生の補助員の関係で採用しなかったので減額しているということなので、ちょっとこことは違うということをご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員、今の次長から説明がありましたように、この予算の内容についてご理解いただけますか。それについての質問をお受けしたいと思いますが。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） 議長。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 私そういうことを聞いているのではないのです。総体的に会計年度の職員っていうのは報酬が減りましたね。今説明されたとおり。だけど1月にもう職員を紹介していることですから、私は増額の予算が出ると思ったのです。1月に職員紹介って内外に明らかにしているのですから。名前まで。あびらプランが出ているとかってわけのわからんことを言っているけど、コンシェルジュは初めて今回教育方針に出たことですよ。今回我々に方針が出て初めてわかったことですよ。そのことを聞いているのです。だから職員を採用したのだから既に2月3月の賃金については出さなければならぬでしょというのが私の考えなのです。採用したのだから。そういう意味です議長。私が聞いているのは。だから増額で出るだろうと思っ

たの。その時にきちんと臨職とコンシェルジュはこうやってこういうふうに決めましたと説明があると思ったの。何の説明もないじゃないですか。あびらプランにありますからとか言って。なぜ必要なのか、どこで決めたのかって聞いているから議長それを聞いてください。

○議長（多田政拓君） 今の小笠原議員の質問に対して説明はできますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そんなにお怒りいただかなくてもですね、

○3番（小笠原直治君） 怒ってないよ。

○教育次長（永桶憲義君） ちょっとここの予算とは全然違うってのがまず一つなのですが、今回図書室も本来は学校ができた時点から開業するというような形で考えていまして、当初は1月から動くので、そこに一応身分的には社会教育の身分のものと、あと地域開放を行うために当初からあびら教育プランの中で学校の図書室に人を受付係のような形で置くところがあったので、そこで置いているのですが、実際に4月開業となる図書室なのですが、一応学校は1月から始まっていますから子どもたちにもそこら辺は周知をかけるなければあの人何だろうということもあってですね。特に学校の職員として説明をとという意味はなくて、紹介という形でやっているの、ここの科目で雇っているような種別の方でもないの、そういったことをご理解いただければなと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 学校って、学校の職員紹介って書いてあるでしょあんた。ナメるんでないって次長、私をナメてんのかその態度。内外に明らかにされているんだよこれ。全部。あびらプランでいって言ったら賃金が学校開業した時に早来小学校中学校の開業した時からだっていうなら賃金が発生するでしょって。だからその賃金をここに掲示されなければならないでしょっていうことを言っているの俺。タダで働いているのですか。払っているのでしょ。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 永桶教育次長のお話が伝わっていないようですが、これあくまでもここで今改めて費用を必要とするものではなくて、ファウンデ

ィングベースの社員として、事前準備のために来ているのです。先ほど次長が説明したのは要は学校の空間の中にいる時にあの人誰って不安を感じないように、まずは学校だよりの中で学校側の配慮によって紹介されているということでご理解いただければと思います。

- 議長（多田政拓君） 議長から質問します。今小笠原議員は給料が発生しているのではないかという話なのですが、その点の確認はできますか。説明できますか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。

- 教育次長（永桶憲義君） こちら新年度予算にはこの科目も含めて変わっていくと思うのですが、一応今回学校に設置しました図書室というのはあくまでも今後は学校の図書室の位置づけになります。ですが今まで町民センターで行われていた科目でいくと社会教育事業の方の図書館司書という形で科目も取られていまして、一応今年度においてはその流れで異動する形で当初から予算を立てられています。

そしてもう一つは教育プランで委託をにかけている中で、そのお名前が出ているような方を今実際には来ていますけれども、実際そこはたまたまその方が来ているからその方のお名前を表現しているだけであって、一応給料というか事業費の委託費の中で当然その方には給料という形は私たちが直接ここで記載されている予算はあくまでも本来の学校の先生の給与費等の会計年度職員の賃金ですから、ちょっと今のお話の区分からするとここからは当てはまらないことだけは理解していただいて、決して隠しているとかそんな話ではありませんし、一応そういったような流れできちんと組み込んでいますので、新年度予算ではその部分も含めて分けた形になります。ただ、学校の職員ではありません。はい。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 議長すみませんね何回も。いやいやだって社員と言ったでしょ教育長。社員だって言ったでしょ。この紹介の仕方おかしいですね。それで時間もないですから私聞くのですが、どういう経緯で置くってことなの。もう1回説明してください。私たち1回も聞いていませんよこれ。コンシェルジュを置くだとか図書館に置くっていうのは。あなた方勝手に言っているけど我々に1回も説明されていませんよ。だからどういう経過でどうして必要なのか。どうやって決めてきたのか教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ちょっとお言葉が一言二言ちょっと私すごく気持ち的に刺さってはいるのですが、一応考え方としてはこれまで学校に色々と担っていただいたことを今度新しい校舎になっても継続して行っていたのですが、今回図書室の部分を学校の一つのこれまでの図書室を延長して逆に町民に使ってもらう部分に関しては、これまでの司書さんを配置することによってそこの部分は賄える形になるかと思うのです。それ以外に例えばこれまでも学校開放だとか、そういった事業を行ってきていて、これは実を言うと学校の先生、教頭先生であったり校長先生だったりにその開放事業の委託というかお願いという形でそういった業務をお願いしていたのですが、今回この度の学校においては、そういうのもこれまでより幅広い運用をさせていただくことがありますので、コンシェルジュは単純に図書室だけのという部分ではなくて、地域開放部分を担っていただける方というような意味合いで、実際にいる時にはそこのただの管理人というわけではないですが、そういった形で置こうということが発端としてあります。ですからこの方が、今の方がたまたま今年の3月まではそういう形で進めるかと思うのですが、会社の方で管理人ですから通常の委託と同様にどなたかということは今後はっきりしませんが。ただ学校の施設として考えると、子どもたちにあの人誰でしようかと不安というか誤解を生まないように学校側としては一応同じ空間にいますからご紹介をさせていただいているという経過があるだけでありまして、一応任務としては例えばこれも公務補さんもこれまで1人だったので2人にするとか、

○3番（小笠原直治君） 同じ答えだぞ。

○教育次長（永桶憲義君） 答えは一つしかないので同じ。

○3番（小笠原直治君） どういう経過で、どうなんだって。

○教育次長（永桶憲義君） だから今の経過です。だからそれを先生方に全てを任せるのではなくて拡大した地域開放とかを行うためにそういったことを先生方の負担から切り離して、ましてや町民の方へのサービスをアップさせるところも含めてそういう方の配置をしたということです。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） 議長、最後。

○議長（多田政拓君） はい、小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） どうも見えてなくて、この問題は私一般質問の中で地域学校協働本部推進員とかなり連動すること柄なのです、これ極めて。単に委託をして業者に委託してやらせるっていう簡単なものではないのです。も

うちちょっと深掘りしてやらなければならないし、言っている意味が全くわからなくて。私がわからないのは今払われている2人の賃金はどうなっているんだったら、学びの中の委託料に入っていますって言ったってそんな説明は私たち1回も予算の中で受けていないのですそんなの。2人置くっていう部分のことは1回も説明受けていないし賃金体系も何も出ていない。何日働くかも私は説明を受けていないのです。稼働率もね。何も我々は聞いていないですよ何も一切。何の説明もないのですよ。本当は教育行政方針で俺質問できるならしたかったですよ教育長に。書いてあるんだから。等を置くって書いてあるでしょ、これについて。これどういう意味だと。どういう勤務体系でどういう賃金か俺聞きたかったけれども、議員必携ではこれは聞けないことになっているから質問できないから、敢えて私は私の質問の中でやるし。議長、ここの扱いは予算案の中できちんとやれってことですね議長。予算の中でしっかりと経過からどうやっているのかってもう1回議長聞いて整理していくということによろしいですか。予算案の中で。

○議長（多田政拓君） はい。今小笠原議員が言われていることは新年度予算に関わることで、ここの部分で審議をしてください。

○3番（小笠原直治君） はい。わかりました。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ71、72ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 71ページの3項1目の委託料の除排雪業務委託料、こちらは今増額した理由、これどこの部分のどのような内容なのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 除排雪事業の補正については一応この予算を、補正の資料を出したのは2月の頭以前の話であって、本年度の予算からするとそれまでに使ってしまった金額からするとこの後に雪が降ったら使えなくなるということでこういった予算を取ったのですが、現実的にはそれから積算した後雪がほとんど降っていませんので、私たちの学校だけに限らず、もし

かするとほとんどが余ってしまう可能性もあるところではありますが、そういった経過なので、ここで増額させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ年度末までにもし降ったら足りないから足しておきましたっていうそんな感じの。また、年度終わったら執行残整理をする形になるのでしょうか。それ例年どおりの対応なのでしょうかな。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） はい、そのとおりだと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ73、74ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ75、76ページ。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 76ページの学校給食費ですが、需用費について水道光熱費が高くなるのはどこもそうで納得するのですが、この食糧費が減っているのは今何でも値上がりしている中で減額ということはちゃんと子どもたちに給食の食材があたっているのが心配になったので説明をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この食糧費は会議等で試食会とか開く時の経費なので、通常の給食費は賄い費で計上して金額も桁が違うのですけれども。ここは委員さんとかで試食とかをやる時の食糧費です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 77、78 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 79 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。8 ページをお開きください。8、9 ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 10、11 ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 11 ページのところの 7 目土木使用料の公営住宅使用料のこちら減額の要因をまず伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの減額については当初予算計上時の入居戸数より 1 月末現在だったのですが、減っていることによって減額させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） よろしいですか、三浦議員どうぞ。

○7 番（三浦恵美子君） 見込みより何件ぐらい減ったのでしょうかね。それでどのような対策を行っているか合わせて伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 当初予算の計上時の12戸減っています。対策というのは毎月広報紙、ホームページで入居の募集の方は実施しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分今早来地区の方で住む場所が少ないと話を聞いている部分もありまして、その辺周知を今まで以上にやっていかれることを検討されないかなと思ひましてこの質問なのですが、いかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 早来地区の方の公営住宅は結構空きがあります。住むところがないというのは公営住宅以外のお話ではないかというふうに思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 収入の縛りがあるから入れる要件に当てはまらないということでしょうかね。民間とかは結構空きがないという状況でしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員がおっしゃいますように公営住宅については収入の縛りがありますのでそのとおりです。収入の縛りのないと言いますか、あまり影響しないのが町営住宅と特公賃ですが、こちらについては今現在もう100%の入居となっています。民間の方は大変申し訳ございません。私の方で押さえていませんので控えさせていただきます。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 三浦議員の関連ですが、公営住宅の入居含めて所得の割合があってもなかなか入れないという現状があつて。その受け皿として民間のアパートが参事が言われたとおり不足している現状の中で、私は前にも言ったのですが、全国的にはみなし特公賃ということで公営住宅をみなし特公賃としてかなり低価格で所得制限そんなに5、600万、700万ぐらいの方が安価な家賃で入れるのができているのですね。そこ辺りも含めてしっかりと検討して。参事にお願いしたいのは空いているのですからね住宅。空いている公住を埋める形の中でみなし特公賃を拡大をして入れていくという方法についてどう思いますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 前にも同じ、議員から同じ質問がありまして、その頃私も検討させていただきたいということでご回答しているかなと思っています。みなし特公賃についても先ほどの答弁でお話したように空きがありますのでその辺もっていうのはあるのですが、やはりやっているところは例えば棟全体とか階全体とか、そういうある程度の区分けをしているみなし特公賃のところがメインとなっていますので。その辺もう少し調査させていただいてから考えていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページ。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 13ページのマイナンバーカード交付事務費補助金ですが、事務報告書を見たら1月現在でマイナンバーカード交付を受けた人は56.1%となっていてまして。先ほどこの補正予算を作成した時期が2月の初めということですので、2月いっぱいまでのマイナンバーカード交付によってお買い物ポイント券が当たるといふ、そんなことで駆け込みで申請した人も

多いのではないかなと思うのですが。これマイナンバーカードの交付に対する色んな説明だとか内容のことをどのように説明しているのか。結構お買物ポイントをいただくにはどうしたらいいのかっていう問い合わせが結構あるものですから。その辺のところのお知らせをどのようにしているのかお聞きします。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） マイナンバーカードの交付状況ですが、私の手元にあるのは2月19日現在の状況ですが、交付枚数としては4491枚でして60.74%の交付率となっています。

マイナンバーカードのマイナポイントが当たる申込期限が2月末まででしたので、2月末日までに申請された方については5月末までにマイナポイントの申請ができるとなっていて、広報紙ですとかホームページにも掲載して周知しているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 広報紙とかホームページって言いますが、私は高齢者のお付き合いが多いものですから、高齢者にはわかりやすく説明するにはあびらチャンネルをよく見ているので、あびらチャンネルでもお知らせもしてあげていただきたいと思うのですが。いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） マイナンバーカードそしてマイナポイントを絡めた一連の延長であったり手続きが延長になったり、2月末までにこのカードの申請手続きをしないと、このマイナポイントも5月末まで延長になったのが適用されないとか結構複雑になったのですね。テレビの政府広告機構等でPRもしていただいています。安平町のあびらチャンネルでまさしく番組を作ったりCMを作ったり動画を作りながらこの間ずっと1年間PRし続けていましたので、そういった意味で申請率は先ほど説明しましたとおり60%を超えていますが、交付率ですね。申請率ももうちょっと高いのではないかなとは思っていますが、でも全国平均行くか行かないかぐらいですので、これからも引き続きこのマイナポイントだけでなく、これから健康保険証と一

緒になったり、免許証と一緒にになったり、色んな給付事業含めて様々このマイナンバーカードがないと生活が不便ですよというところをこれから丁寧に更にPRしていきたいなど。ですからマイナポイントをいただいてもその電子カードであったりマネーであったり、キャッシュレスのことを操作できない、使っていない方にとってはなかなかマイナポイントがつくから作ってくださいと言ってもそこは作らない方もいらっしゃると思うのですが、そこだけではなく、これからはもうポイントは付きませんが利便性が高くなりますよというところを中心にやっていきたいと思っています。

あと役場庁舎、追分庁舎、こちらの総合庁舎も出張サービスをしたり休日も開いたり、5人以上の団体、企業、声が掛ければそちらにも訪問していましたから。ある程度あらゆることはやってきたのですが、更に今年に入って郵便局4局町内にありますが、ちょうど先日局長さん3名来ていただいて郵便局の方に例えば早来ゆきだるま郵便局で15件。そして追分郵便局8件。安平7件。遠浅9件と。郵便局の方に手続きをしてマイナンバーカードの取得手続きを完了しているといったこともお声をいただいています。これも期限があるのですが、若干この期限を延長しながらやっていけないでしょうかというやり取りも郵便局の方ともやらせていただいていますので、ありとあらゆる方策で何とかマイナンバーカードを届けられるように努力していきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページ。よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの関係の社会資本整備総合交付金のこちらの減額要因詳細をお知らせください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについてはリフォーム助成事業で、まず360万3600円の減額。それと民間賃貸共同住宅建設助成事業、こちら申請がありませんでしたので1080万円の減額。次に既設公営住宅アスベスト調査

事業、こちらは事業確定により 20 万 4000 円の減額。最後に安平町耐震改修促進計画見直し事業、これも事業が確定しまして 33 万 5000 円の減額。合わせて 1501 万 4000 円となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） アスベストの関係ですが、こちら台帳は整備完了したという認識でよろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回のこのアスベスト調査を実施しまして、その報告書をまだ反映はさせてはいないのですが、報告書と合わせますと台帳ではきちんと整理されているということになります。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 16、17 ページ。質疑はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 17 ページの 6 目教育費等補助金。部活動の指導員導入補助金ですが、今実際に外部の部活動の指導が何人入って、この減額は何人分と数字って出るのですか。教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この年度当初は 4 名の方が担っていましたが、吹奏楽の方が途中で体調を崩してお辞めになりまして、そして野球の方は仕事の関係で途中でお辞めになった。そして最後にシーズンが終わったぐらいに陸上の方が 1 人お辞めになったので、実質今テニスだけが残っている形なのですが、一応そういった全部の期間でというわけではないのですが、今年イレ

ギュラーなケースになりまして、こういった決算になる予定となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 18、19 ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 18 ページと 19 ページで 1 点ずつ伺いたいのですが。まず 18 ページ町有家屋貸付収入の部分、こちらはどこの部分になるのかが 1 点目。

あと 19 ページの立木売却収入。こちらは入札で行うものだったのではないかなと思うのですが決算見込みでズレているのはなぜか。契約はどのようなになっているか、この 2 点伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） まず町有家屋の貸付収入の関係です。産業振興課で所管して管理している住宅が 2 戸あります。まず 1 つ目に関しては追分白樺の新規就農住宅。それと安平のセイコーマートの前に同じく住宅を 1 件構えています。

まず、白樺の方の住宅については今年の入居見込みがなく、3 月に入ってから日割りの計算で行っているものの減額幅が 22 万 5000 円あります。

それと安平の方の住宅ですが、春先から入居の見込みがなく 10 月から先ほど行政報告させていただいたくらの代表の方が入居しています。その分が 18 万円の減額。合わせて 40 万 6000 円の減額となっています。ちょっと他の管理しているところがあるものですから、大きくはこの住宅の減額が補正要因になっています。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 同じく町有家屋貸付収入の方ですが、産業振興

課の方は減額でしたが私どもの方で管理しています町有家屋の方は1戸入居が増えまして29万2000円ほど増額させていただき、予算内は合わせましての11万4000円の減額の形で予算書は載っています。

それと立木の売払収入ですが、こちらは町有地の雑木を整理はしたのですが売れるような木ではなかったということで、これは収入がなかったということで全額減額させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

〔森池産業振興課長挙手〕

○産業振興課長（森池和哉君） 答弁漏れがありました。

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 立木の売払いの関係について産業振興課も所管していますので、ご答弁漏れて申し訳ありません。これ安平町の栄町に北電の送電線があります。そこに町有林の支障木が発生したものですから627本8万7743円の補償金を受けているところです。その分を増額させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町有地家屋貸付の方ですが、こちら減額になった要因は入居がなかったからということだけのシンプルな理由という認識でよろしいでしょうか。それとも入居していたけれども払ってもらっていないという部分がないか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 産業振興課から所管している部分であれば入居がなかったということでご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 建設課の方で管理しています住宅については、先ほどの答弁のとおり29万2000円の増額となっています。それで先ほども答弁させていただいたように産業振興課の減額と私どもの方の増額を合わ

せて 11 万 4000 円の減額という形になります。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 私の方から 19 ページの 2 目の指定寄付の企業版ふるさと納税の 1300 万ですが、これは何件か合作とは思いますが何件ぐらいなのか。その辺について教えていただければと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在寄付の状況は 13 社となっています。13 社で合計 1300 万。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 私もこの件について質問します。ふるさと納税、普通は税額が控除されたり地方から色々なものが送られてくるというシステムが
るのですが、企業版の場合はどういうふうになっているか教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 企業版ふるさと納税の回答になりますが、先ほど山口参事の方からお伝えした金額というのは予算計上していたものに補正した金額が 1300 万ということでして、令和 4 年度合計しますと全体で 14 件 2230 万円が令和 4 年度という今現在の寄付額となっています。

加えまして参考までですが令和 3 年度 12 件の 2790 万円、令和 2 年度 8 件の 1440 万円ということで、この間取り組みをさせていただきながらふるさと納税と合わせて企業版のふるさと納税も色々企業まわりなんかも 2 月に入ってからコロナも落ち着きまして町長含めて企業まわりをさせていただきながら企業のご理解をいただきながらこの後伸ばしていく取り組みを含めて進めたいと考えているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） 概要。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 企業版のふるさと納税については、法人関係税最大9割まで減税になるということで、確実性ではないのですが企業様が納税した金額の最大値が9割まで減税になるということで企業の方にもメリットがあるのですが1割は寄付をいただく形。これが今の企業版ふるさと納税の制度となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にございますか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 19ページの不動産売払収入。先ほども説明受けたのですが、これ場所はどこなのですか。どうして売ろうとしたのか。そこをお尋ねします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちら若草団地の分譲地の売払収入となっていてまして、令和4年度からゼロ実績ということで全額分は落としている中身になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の追加と3表地方債補正の変更について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　ありませんね。なければ総括的な質疑をお受けします。
総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第２号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第３号

○議長（多田政拓君）　日程第１１議案第３号、令和４年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　議案第３号朗読

議案第３号

令和４年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

令和４年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費等の増額により、令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ947,328千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。国民健康保険事業特別会計補正予算については、保険給付費等及び決算見込みによる補正が主なものとなります。

初めに歳出のご説明を致します。8ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費はコロナ対策によりウェブ会議となったことに伴う旅費、駐車場使用料の減額。2目連合会負担金は被保険者数の確定に伴う負担金の減額。2項1目賦課徴収費は決算見込みによる減額。

9ページ2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費及び2項1目一般被保険者高額療養費は実績に基づく今後の支出額を見込み増額としています。

3款国民健康保険事業納付金1項1目一般被保険者医療給付費分及び11

ページ2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分並びに3項1目介護納付金分は決算見込みによる減額となります。

12ページにわたる6款保健事業費1項1目保健衛生普及費及び2目特定健康診査等事業費は、ともに決算見込みによる減額となります。

13ページにわたる7款諸支出金1項5目償還金は令和3年度普通交付金の超過交付による返還金として増額。

9款基金積立金1項1目1節積立金は国保税の増額等による歳計剰余金として基金に積み立てるものです。

次に歳入のご説明をします。5ページをお開きください。1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は当初予算で計上していた額よりも被保険者の所得上昇が見込まれたため増額補正するものです。

6ページ2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は歳出2款療養給付費等の財源として増額。

7ページにわたる3款繰入金1項1目一般会計繰入金は福祉医療費補助金の決算見込みにより増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3942万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4732万8千円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出8ページをお開きください。8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 11ページの6款脳ドック業務委託料のところですが、こちら当初73万を見込んでいたのですが実績はどれぐらいだったのでしょうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 実績については大体今年度は18件から19件の実績となる見込みです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 周知方法などは今までと変わらない形で進めているのでしょうか。その後検討するとかありますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 周知方法についてはこれまでと同様ホームページですとか広報等でお知らせしていましたが、今後の受診勧奨について高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてKDB国保データベースシステムを活用し、医療、健診、介護の実績がない健康状態不明者259名の実態把握に着手していき、その中で生活習慣病の重症化予防とフレイル予防に効果的な健診を実施し、一体化で把握する259名に加え健診受診者、未受診者も含めて脳ドックを必要な方に受けていただけるような勧奨対策を検討中です。脳ドックで見つけるべき無症候性のラクナ梗塞や未破裂の動脈瘤など脳血管疾患のハイリスク層へのアプローチも最も重要であると考えていますので、そのようなことで進めていきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちらのPR、対象の洗い出しとか研究していただけるということでちょっと安心したのですが、助成額の見直しなど今後検討される機会があるかどうか伺いたいのですが、こちら普通に頭痛いといって受けた方が安い場合もあるという話を聞いたものですから、助成額見直しをしていくかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今のところ助成額については現在のままでいこうとしております。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今三浦議員の方で頭が痛いと言いましたが、これは検診であって治療行為のために行くものではない部分のご理解いただきたいと思います。安くなる安くならないというのは検診において頭が痛いから安くなるということではなくて、治療行為に入るから安くなるという部分のご理解をよろしくお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そうした意味ではなくて、普通に脳ドック検診を受けるよりもそうやって言って医療行為で受けた方が安いということで、あえて何もないのに脳ドックで検診を受けることはしないという方の話を聞いたものですから、そういうところを勘案して研究などをするかどうかを確認したかっただけなのですからどうかということです。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 脳ドックの検診については、あくまでも検診です。今の形でやっていきたいと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 13ページの基金積立金ですが、こちら剰余金を積み立てることなのですが、これだけ積んでもたぶん給付間に合うから積むのだと思うのですが、今基金どれぐらい積んでいて今後どれだけ積む予定があるかどうか確認をさせてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） コロナ以前と比べると給付費の方は明らかに件数、額が減少していて、未だにまだコロナの受診控えが続いているのではないかと認識しているのですが、現在の給付費の支払準備金の額は2億892万3191円となっています。健康保険税の賦課方式については、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額による4方式と資産割額を除いた3方式がありまして当町では4方式を採用しています。平成20年度では4方式を採択している道内の市町村数は142で多数を示していましたが、令和3年度では77市町村と半数以下に減っている状況です。資産割額が廃止されている理由としては固定資産税額が算定の基礎となるため、固定資産税の二重取りという負担感があることや市町村外の資産は賦課対象外のため公平性が保たれていない、所得の無いまたは所得だけの被保険者にも賦課され低所得者層の負担となっている等が挙げられています。

また、北海道の国保医療課では加入者負担の公平化を進めるため令和12年度を目途に道内の全市町村の国民健康保険税率を統一することを目標としています。そのためには資産割額を廃止した3方式への移行が必須であり、北海道国保医療課では令和8年度を目途に道内の全市町村の賦課方式を3方式に統一することを目標としていますので、今そういった意味で国保医療課の方と検討しながらシミュレーションの方を実際進めているところです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ6、7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページのその他一般会計繰入金の部分。こちら説明

で福祉医療の関係の繰入金と伺ったのですが、シンプルにこれのみの繰入金という認識でよろしいですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議員がおっしゃるとおり福祉医療だけです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第12 議案第4号、令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 4 号朗読

議案第 4 号

令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

後期高齢者医療保険料の収入見込み額の増減等により、令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別紙補正予算をご覧ください。

議案第 4 号

令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 584 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,066 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 9 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明

します。後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、保険料収入の増に伴う後期広域連合への負担金の増額が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします。7ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は事務経費の決算見込みによる減額となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目1節負担金補助及び交付金は保険料収入の増額に伴い同額を増額補正するものです。

次に歳入のご説明をします。5ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分は被保険者数の増加見込みによる増額。2節滞納繰越分は収入見込みによる減額。

6ページにわたる2款繰入金1項1目一般会計繰入金は歳出1款総務費の減額及び特別調整交付金の交付に伴う補正です。

3款諸収入は窓口負担割合変更時の事務経費にかかる特別調整交付金の交付に伴う増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4706万6000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページから次の6ページまで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 5ページについて1件伺いたいのですが。保険料の滞納繰越分のところですが、こちら当初17万5000円を見込んでいたのですが、こちらの落とした分は回収ができなかったから落としたということでしょうか。普通徴収分なのでしょうか。確認をお願いします。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 滞納繰越分の減額についてですが、保険料賦課された後に亡くなりましたと。月割りで減額にはなるのですが生存されてい

た部分にかかっていた部分、これの未納が収まらない、且つ相続人の方が見当たらない。そのため徴収が不可能という部分で減額となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば今説明いただいた部分では大丈夫かと思いますが、今もご健在で生きていらっしゃるってお金が払えませんかとなった時にどのような対応をしているのか。保険証とかどうなるのか。すぐに生活保護へ移行した方がいいとなるかもしれないですが、どのような対応をしているのか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 基本的な取り扱いになりますが、税と同様という扱いにはなるのですが当然納付の交渉を行って参ります。生活状況の聞き取りも行くと。その上で年金からの特別徴収であれば問題はないのですが、年金そのものも低いような場合で特別徴収の対象にならないのであれば納付書で納めていただくことになる。その納付が1回ずつが厳しいということであれば分割納付なり何らかの相談をしていくことになります。決してこれで保険証をとるということは今は行っていませんので、基本的には収めてくださいという納付交渉を引き続き行っていくというところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば国保だと短期証の発行もあるかと思うのですが、素人なものですから、後期高齢の場合そういう対応になってしまうのでしょうか。基本的にしないとおっしゃっていましたが、いかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） これ自体は後期高齢者広域連合で決められているところです。その中で高齢者の健康を守るということで保険証を短期証に切り替えるといったところはないものですので、従来というか通常の保険証を交付するということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第４号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第４号は原案のとおり可決しました。

◎ 日程第13 議案第５号

○議長（多田政拓君） 日程第13 議案第５号、令和４年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第７号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第５号朗読

議案第５号

令和４年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第７号）について

令和４年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第７号）を別紙のとおり提出する。

令和５年３月９日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の減額等により、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,060千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は。「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第7号）についてご説明します。補正予算の概要については第8期介護保険計画の推計値と介護保険サービス利用料の実績に基づく保険給付費等の減額補正が主なものとなります。

初めに歳出からご説明します。10ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費介護保険事業人件費の4節共済費は決算見込みによる減額。介護保険事業事務費の3節職員手当等及び4節共済費は決算見込みによる減額。11ページにわたる2項1目認定調査等費11節役務費は認定審査件数の減少による郵券料及び主治医意見書作成料の減額。12節委託料は介護認定調査委託料の実績見込みによる減額となります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費及び2目地域密着型介護サービス等給付費並びに3目施設介護サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みによる減額となります。12ページにわたる2項1目介護予防サ

ービス等給付費及び2目地域密着型介護予防サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みにより増額となります。4項1目高額介護サービス等費及び6項1目特定入所者介護サービス等費は給付対象者数の減少により減額となります。

13ページをお開きください。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費はサービス利用者数の増加により増額。2項1目一般介護予防事業費4節共済費は決算見込みによる減額。12節委託料は一般介護予防教室の開催回数減少による減額。

14ページにわたる4款諸支出金1項2目償還金は平成30年度、令和元年度の介護給付費負担金の再確定及び令和2年度介護給付費財政調整交付金の再確定による増額になります。

5款予備費、1項1目介護給付予備費については、歳入歳出補正に伴う財源調整として増額補正するものです。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者介護保険料については異動実績を精査し減額。6ページにわたる3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は当初交付額の決定に伴い増額となります。2項1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金は給付費の減額など決算見込みにより減額。3目地域支援事業交付金は決算見込みにより増額。

7ページにわたる4款支払基金交付金は決算見込みにより減額となります。

8ページにわたる5款道支出金1項1目介護給付費負担金及び2項1目地域支援事業交付金は決算見込みにより減額。2目地域支援事業交付金は決算見込みによる増額。

9ページにわたる6款繰入金1項1目介護給付費繰入金は歳出2款保険給付費の補正に伴う減額で、2目地域支援事業交付金は歳出3款1項及び2項の補正に伴う増額。4目低所得者保険料軽減繰入金は所用額見込みによる増額で、5目その他一般会計繰入金は歳出1款の職員給与費、事務費にかかる繰入金の減額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5506万円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。只今説明が終わりましたが15時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。休憩前に説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。歳出10ページをお開きください。10、11ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 10ページの部分なのですが、2項の認定調査等経費のところですが、これ何件分減ったの減額補正なのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず件数ですが、令和4年度は466件の見込みとなっています。これは主治医意見書の方です。こちらの制度変更の方が認定調査の方でありまして、令和3年4月の制度変更では同じ介護度であれば有効期間の上限が36か月から48か月に延長となりました。あとまだコロナの特例の方で病院で面会禁止であれば12か月延長という措置となりましたので、それによって認定調査経費の方が落ちてはいるのですが、件数自体は特に変更はないということです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 色々な要因があってこちら調査の、例えばなのですが調査の期間が長くなったことによってすごく当事者の変化が大きいというところでは、必要な方にどのように調査変更した方がいいよとか介護事業所さんもやっていると思うのですが、町からそういうアクセスしているのかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） これはあくまでも例と言いますか48か月延長できるよということです、その方の状態に合わせて認定期間は随時その期間で決められています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 12、13 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 14 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 7、8 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 9 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わり討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第 5 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第14議案第6号、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

下水道整備費の減額等により、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第6号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,627千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ795,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について提案の趣旨をご説明申し上げます。今補正の主な事項として、歳入では下水使用水量の減少による下水道使用料の減額。また、補助事業の完了に伴う国庫補助金と下水道債の減額。その他管理費等の決算見込みによる不用額の整理に伴い一般会計繰入金を減額しようとするもので、歳出では管理費及び事業費について今後の見込みによる不用額や執行残の整理をしようとするものです。

それでは歳出から詳細をご説明します。事項別明細書10ページをお開き願います。まず1款管理費1項1目一般管理費については今後の見込みにより減額するもので詳細は説明欄に記載のとおりとなりますが、主なものでは

(2)水洗化促進事業18節負担金補助金及び交付金では水洗化等改造補助金について23万円の減額。次に11ページにわたる2目施設管理費10節需用費修繕料は町道等に埋設した下水本管やマンホール付近の舗装補修を両地区で計上していますが、今後の補修箇所を最小限で収める見込みとしたため450万円の減額。次に12節委託料での主なものは早来追分各浄化センターから排出される脱水汚泥処分業務では今後の見込みにより300万円の減額。次の安平浄化センターから早来浄化センターへ濃縮汚泥を運搬する汚泥運搬業務にも同様に減額。また、浄化センター管理委託料では電気料金の高騰による清算を年度末に予定していますが、予算内で収まる見込みのため不用見込み額266万300円の整理。次の下水道施設維持補修委託業務についても今後幾分かの補修を考慮しても執行残が見込まれるため減額としており、12節委託料での合計は848万9000円の減額としています。次の17節備品購入費は追分浄化センターでの大型除湿器や資材保護用の物置き購入にかかる執行残の整理となります。

次に2款事業費1項1目下水道整備費では(1)職員人件費については不用額の整理。次の12ページ(2)下水道整備費では8節旅費及び10節需用

費の燃料費については今後見込みによる減額。次に 12 節委託料について公共下水道測量調査設計委託料は 3 件の委託業務の入札執行残の整理。次の公共下水道施設改築更新工事委託は耐用年数を迎えた早来浄化センターの中間装置等の更新工事を令和 3 年度から地方共同法人日本下水道事業団へ委託しているものです。こちらについては協定額の変更に伴い 578 万 9000 円の減額となります。次に 14 節工事請負費の光回線工事では早来追分各浄化センターでの通信回線の移行であります、工事完成に伴う執行残の整理。また、公共下水道施設新設工事では安平地区での国道交差点付近の新設整備工事で埋設予定箇所が狭く部であったため、信号機や電柱等の保護のための補助工法を想定していましたが最小限で工事が完了したため不用額 693 万 4000 円の整理となります。

続きまして歳入に移りますので 6 ページへお戻り願います。まず 1 款分担金及び負担金については 2 月末時点での収入状況となりますが、分担金で減額見込み。負担金では一括納入の方が想定より増えたことによる増額計上となり合計で 44 万円の増額。

次の 7 ページ、2 款使用料及び手数料では下水道使用料について前年度実績をもとに計上していましたが、人口減少に伴う使用水量の減少により 263 万 1000 円を減額しようとするものとなります。

次に 8 ページにわたる 3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節公共下水道施設整備事業補助金は補助対象工事への交付金ですが、主に早来浄化センターでの工事委託費の減額に伴い 319 万 2000 円の減額としています。

次の 4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金については今補正の財源調整の集計結果により 1064 万 4000 円の減額としています。

次に 9 ページにわたる 6 款町債 1 項 1 目 1 節下水道事業債説明欄の公共下水道事業債と公共下水道公営企業会計適用債については、対象事業費の減額補正に伴い合わせて 1060 万円減額しようとするものです。

続きまして 3 ページ、地方債補正に移ります。地方債の限度額の変更については今補正歳入 6 款町債 1 項 1 目 1 節下水道事業債の各減額を反映し、早来安平処理区の公共下水道は 4390 万円から 8600 万円に。追分処理区の特定環境保全公共下水道は 1480 万円から 1250 万円に減額しようとするもの。また、公営企業会計適用債についても対象事業費の確定により 1220 万円から 1180 万円に減額しようとするもので起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

これらの内容により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2662 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9500 万 2000 円に補正しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出 10 ページをお開きください。10 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 11、12 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に入ります。6 ページをお開きください。6、7 ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 6 ページと 7 ページそれぞれにある分担金と使用料の滞納繰越分の回収できなかったのか、この要因を詳しくお知らせください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） まずご質問の分担金については、10 万 3000 円の減額としていますが、これは主に追分地区でありまして追分に土地を持っていられっしゃる方なのですが、内地に住んでいられっしゃる方が主なものになります。一応今回の補正で減額としていますが、出納閉鎖期間が 5 月末までありますので繰り返しお支払いの依頼をかけていきたいと考えています。

同じように下水道使用料についても出納閉鎖期間までの間に粘り強く交渉していきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） こちらもし出納閉鎖期間で回収できなかったとしたら不能欠損になってしまうのか確認させてください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） ご質問の不能欠損については下水道事業にかかる使用料や分担金については5年間と期限が決められていますので、それを超える部分だけは不能欠損になる可能性はありますが、それを超えない場合は滞納繰越ということで翌年度へ繰り越していく制度になっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今回の減額の部分では全額落ちるというわけではないということでしょうか。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。3ページをお開きください。第2表地方債補正の変更について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第15 議案第7号、令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第7号朗読

議案第7号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）について

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

水道事業会計の確定等により、令和4年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第7号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和4年度安平町の水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めると

ころによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度安平町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では、収入の第1款水道事業収益は給水収益の減額及び追分旭地区の給水切り替え工事の件数減少に伴い1103万1000円を減額し、収益的収入の総額を2億9969万9000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用は、水道事業基本計画策定業務委託料の執行残による減額及び消費税納税額の確定に伴い1535万6000円減額し、収益的支出の総額を3億2757万6000円とするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「108,335千円」を「80,194千円」に、減債積立金「98,017千円」を「69,876千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では収入の第1款資本的収入は企業債事業費の確定による減額及び道営事業補助監督費の確定等により合わせて2365万2000円減額し資本的収入の合計を6024万9000円とするものです。

1 ページめくりまして、支出の第1款資本的支出は建設改良費の事業費確定により5179万3000円減額し、資本的支出の総額を1億4044万3000円とするものです。

(企業債)

第4条 予算第5条の表中に定めた水道事業債の限度額「28,700千円」を「5,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第5条では、職員給与費を91万1000円減額し、3624万9000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めたたな卸資産購入限度額「1,861千円」を「1,377千円」に改める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について5ページの令和4年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第6号により詳細を説明します。

収益的収入1款水道事業収益1項1目給水収益は地区別水道料金の決算見込みを精査した結果、早来地区482万4000円、追分地区259万円と両地区ともに給水量の減少に伴い減額補正となります。2目その他営業収益は給水工事件数の増加に伴う増額補正。2項2目補助金1節他会計補助金はデジタル田園都市交付金の交付額確定等に伴う一般会計繰入金の確定により9万2000円の減額。3目雑収益1節負担金は職員給与費にかかる一般会計繰入金ですが、決算見込みにより101万9000円の減額。3節その他雑収益は説明欄に記載のとおりですが旧追分地区飲雑用水道区域で実施している道営事業にかかる給水管切り替え工事の件数減少により減額となるもので、この工事は飲雑用水道管理組合の積立金を財源として充てていることから減額補正となります。4目長期前受金戻入は起債利率見直しに伴い元金償還分繰入金が増額となったことにより増額補正するものとなります。

6ページの収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費1節備消耗品費は執行残。6節委託料は水道施設等運転管理業務にかかる電気料金高騰に伴う精算分として増額補正するものです。2目配水及び給水費は1節給料から8節材料費まで説明欄に記載のとおり執行残となります。主な補正については、5節修繕費は検定満了による量水器、こちら水道メーターの購入費用で210万4000円の減額。6節委託料は廃プラスチック処理業務委託料の執行残。7節工事請負費は掘削箇所の減少等による量水器交換工事の執行残及び追分旭地区の道営事業による給水切り替え工事で道営事業の進捗により工事箇所が減少したため減額補正するものとなります。3目総係費は執行残の整理となります。主な補正については7節印刷製本費はスマートメーターの導入による検針票印刷費の減額により40万6000円の減額。7ページの12節委託料は、水道ビジョン改定業務から実態把握に基づいた今後の水道事業基本計画策定業務に委託内容を見直したことなどにより913万1000円の減額となります。4目減価償却費は工事完了等固定資産の確定に伴い減額補正をするものです。2項2目消費税及び地方消費税は歳入予算の受け取り消費税額が歳出予算の支払い消費税額を上回ったことにより納税額を増額補正するものとなります。

続きまして8ページの資本的収入。1款資本的収入1項1目企業債は事業費の確定による整理で、道営事業の進捗により末端排水管整備工事を翌年度工事に延期したこと及び配水池の流量計を現状の対応としてスマートメーターに変更したことにより企業債全体で2350万円の減額となっています。2項1目他会計負担金は一般会計から繰り入れています消火栓設置工事費の執行残に伴い減額補正するものです。2目工事負担金は道営事業補助監督費確定にかかる減額補正となります。

9 ページの資本的支出。事業費の確定による整理で説明欄に記載のとおりとなりますが、主な補正については1 款 1 項 1 目配水設備改良費 3 節工事請負費は追分旭地区の末端排水管整備工事で、道営事業の進捗による工事件数の減少による減額及び配水池流量計のスマートメーターへの変更による減額補正となります。尚、1 ページから 4 ページにわたる令和 4 年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第 6 号については、これまで説明した補正予定額の目の段階における付属資料となっています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第 1 条の総則から次のページ第 6 条たな卸資産購入限度額までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 素人で確認というか聞きたいことがあるのですが。1 枚目めくったところの支出のところに、たな卸資産購入限度額を減らしたとなっているのですが、こちらどのような根拠で減らしたのか伺います。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） たな卸資産購入限度額、たな卸資産ですが、こちら水道の材料費と材料及び新設用の量水器の購入の科目になるのですが、実際に新築があった時にメーターを出しているのですが、その件数が予定していたよりも決算の精査した段階で減ったということになります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） ではまた当初予算に変わったらこちらまた変わるということでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） はい。当初予算ではまた改めて予算計上させてい

たきます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めます。次に討論に入ります。本
案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のと
おり可決されました。

◎ 日程第16 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第16、一般質問を行います。確認のために申し上げ
ます。一般質問は1議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があり
ます。また、議会運営副委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に
行うようお願いするとともに、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える
意味で議員各々できる範囲の中で時間短縮のご協力をお願いします。理事者
側の答弁もそのようにお願いします。尚、議場の前後に残時間を掲示してい
ますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。
それでは通告順に発言を許します。2番米川恵美子議員どうぞ。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。あびらチャンネル放送について伺います。多岐にわたりますのでよろしくお願いします。

①あびらチャンネル放送は町内全域において視聴可能なのかどうか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） まずこれまでの経過についてご説明します。あびらチャンネルは平成29年3月に開局し町内35か所にアンテナを設置の上電波を放射していますが、電波法の制約上、人体に影響の出ない基本10ミリワット電波しか放射できないことになっています。したがって山間部まで電波が届かないこと、富岡地区などJR線路の敷地をまたいで光ケーブルを敷設することが難しい地域があることなどから町内全域においてカバーができない中で開局に至っている経過があります。平成28年、当時の町内世帯ベースのカバー率で約93%となっています。尚、スマートフォン所有者、インターネット環境が整っているご家庭であれば視聴することが可能なことを申し添えます。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 電波の関係で全域に視聴できないというのは、それは仕方のないことだと思います。

それでは2番、放送業務を担っている事業者と契約内容を伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 令和2年度の7月放送分より放送番組制作業務を委託しています。まず、令和2年度の関係ですが2社のプロポーザルによりまして株式会社ファンディングベースと契約させていただいています。契約期間については令和2年5月20日から令和3年3月31日までの間となっています。契約内容ですが、まず1つ目。番組編成会議への参加。2つ目、町内行事等の所在。3つ目、撮影番組の編集。4つ目、取材データ及び完成番組の納品。5番目、概ね90分となっています。

次に令和3年度についてご説明します。随意契約によりまして株式会社ファンディングベースと契約をしています。契約期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっています。契約内容ですが、まず

1つ目、番組編成会議、その他打ち合わせ等への参加。2つ目、町内行事等の取材・編集。3つ目、撮影番組の取材・編集。4つ目、取材データ及び完成番組の納品。5番目、番組についての放送時間を概ね60分。6つ目、企画立案、取材交渉、こちらについてはあびらの出来事以外の特別番組制作のことを指しています。7番目に番組ナレーション、音楽の入れ込みを契約内容として盛り込んでいます。

次に令和4年度の契約内容です。1社のプロポーザルによりまして株式会社ファンディングベースと契約をさせていただいています。契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。契約内容ですが、1つ目、番組編成会議、その他打ち合わせ等への参加。2つ目、町内行事等の取材・編集。3つ目、取材番組の取材・編集。4つ目、取材データ及び完成番組の納品。5番目、概ね60分。6番目、企画立案、取材交渉。7つ目、番組ナレーション、音楽入れ込みといったことで契約をさせていただいています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これ番組編成会議だとかそういうのはわかりますが、この時間ですが、どうして60分と決めたのですか。普通日常的についているテレビだったり一日中違う番組が放送されていますので、その感覚から言ったら随分違和感を持っている人が多いのですよね。それで調べてみたら新しく取材して放送されているのが60分で、あと過去に放送された番組を組み合わせて120分で番組を構成していると思うのですが、この120分構成のものを1日8回放送していますが、こういう形にしたのはなぜなのか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 番組の放送時間の関係ですが、まず令和2年度の概ね90分、令和3年度概ね60分、令和4年度概ね60分としていますが、こちらについては月2回の放送の切り替わりということもありますが、その中での短い期間での編集期間、あるいは取材のスケジュール調整、そういったものが要因としています。

2時間ロールで流すといった経緯ですが、こちらは放送の許可といいますか承諾をとる際に2時間という枠の中で放送するということで申請して許可を得ている経過があります。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2時間という放送の許可を得てこの枠の中で番組を作っているというのであればこの2時間をびっちり町内の情報伝達というか情報だけでなく見て楽しむようなところだとか地域の変化だとか、そういったようなことの要するに新しい町の中から拾った新しい番組編成はできないのかどうか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） あびらの出来事に関しては概ねということで委託の時間を設定させていただいていますが、その中で職員で撮影している部分ですとか制作しているものもあります。その中でコマーシャルというところもありまして、今で言いますとマイナンバーカードのコマーシャルを作ったりですとか。あと職員がやっている番組でいきますとA'sキッチン（アズキッチン）と言ったような料理番組、そういったものも盛り込んでいますことから出来事だけに囚われないと言いますか特化できないような形で町のお伝えしたいところもお知らせしていますので、広報紙とそこは分離してと言いますか分けてお伝えするという趣旨もありますので、チャンネルの出来事に関しては2時間をそれだけでっていうことでは現在のところ考えていませんし、これまでの経緯をお話しますとそういった行政のお知らせも放送として流したいこともありまして、そういった経緯で現在取り組んでいるという状況です。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町内の色んな事業だとかお知らせだとか、そういったものを広く町民に周知していただくという、その方法として広報紙とか色々と考えているのだろうとは思いますが、ただやはり、あびらチャンネルを見たいっていう方はほとんどが高齢者なのですね。高齢者の方は活字はあまり読みません。新聞とってない人も多くなっている状況の中でテレビを見て町の情報を得るというか、町内の様子を知ることを楽しみにしていらっしゃる高齢者のそのことを考えた時、もう少し町内では色んなことが行われていますので、もう少し町の中の様子を拾って放送するという努力はできないのかどうか、そういったことを制作する担当者と話し合いをしたことがあるのかどうか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 今米川議員、高齢者ということで例を挙げていると思いますが、私どもとしては世代に限らず若い方と言いますか、お子さんからお年寄りまでの幅の中で誰もが情報を取得できると言いますか見ていただけるような番組づくりを心掛けてこれまでやってきています。

会議と言いますか、話し合いをしたことがあるのかだったのですが、この後の質問と重複する回答になってしまうかもしれませんが、番組の編成会議をやっていますので、その中で全体のスケジュール調整と番組内容の調整もさせていただいていますし、地区にもなるべく偏らないようにそういったことを心掛けながらこれまでもやってきていますし、これからもそのような考えでやっていきたいと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 過去に放送したことがある番組を再度放送するという、それはなぜですか。その意味はどういうふうに捉えて放送しているのですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 前段でお話しましたとおり、あびらの出来事に関しては時間をある程度と言いますか概ねの中で流させていただいているわけですが、令和4年度の例でいきますとコロナ禍ということもありまして各種色んな行事が中止になったりという部分もありまして、あまり多く取り上げることはできなかったということもありますが、その中で2時間と決まっているものですから空白の時間を作るわけにもいかず、担当としては再放送も活用できるものはしていく考えもありますが、その2時間という枠がありますので空き時間を作らないように番組の2時間をつないで流す部分では再放送もやむを得ないというか仕方ないところもありますが、これからの考え方としてはそういった再放送もなるべくなくすような形で議員がおっしゃるようになるべく町民にお伝えできるように出来事、それから各種色んな活動とかそういったものを幅広く取り上げていきながら、なるべく長くと言いますか皆さんが楽しんでいただけるような番組づくりを心掛けていきたいと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 私の方からも若干お話をさせていただきたいと思います。米川議員がおっしゃる様々な行事をもっと多く放送していただきたいという趣旨については承知をしていますし、私もそういったことも必要だろうと思っていました。ただ、職員がやっていた時代、また、地域おこし協力隊にお願いしていた時代、また一部民間にお願いしていながら、それぞれステップアップしながら内容も充実してやってきた積み上げがまず1点あります。再放送についても安平の自然を伝えるものについては、これは貴重な非常に出来上がり出来栄も良く、これは定期的にその時期になって流してもいいのではないかなと1点思っています。しかしながら、デジタルDXの様々な調査も行ってきましたが米川議員がおっしゃるとおり視聴者の年代層、またSNSで情報を入手している年代層、様々そういったことを分析させていただいています。当然役場の公共放送ですからきちんとマイナンバーであったり様々な手続き、デマンドバスの使い方含めてPRしていかなければならないのも1点ですが、やはり多くの方に見ていただく。また、利用方法も伝えていますが、なかなか放送だけではなく文字放送ですね、その活用もまだまだ浸透しきれていないところの反省もありますので、今いただいた意見も踏まえながらより多くの行事であったり町民の活動の様子をあびらチャンネルに取り上げることができるようになりたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは次の契約金と年間経費はどのようなになっているのか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） まず令和2年度についてお答えします。放送番組制作業務として、こちらは381万1000円、放送機器保守業務として946万円ということで合計1327万1000円となっています。続きまして令和3年度です。放送番組制作業務が778万8000円、放送機器保守業務については1004万3000円、合計で1783万1000円となっています。令和4年度については放送番組制作業務が1139万8200円、放送機器保守業務は924万円、合

計で 2063 万 8200 円となっています。放送機器保守業務は株式会社NHKテクノロジーズという会社でして、主として設備の現地補修及び遠隔定期保守業務などをお願いしています。

ご参考までに国の交付金であります地方創生推進交付金という補助金を活用して令和 3 年度及び令和 4 年度において放送番組制作業務経費の 2 分の 1 相当額の交付金をいただきながら運営しているところです。また、令和 5 年度においても同様に 2 分の 1 相当額の交付金をいただけるように取り組んで参りたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） 思った以上にすごく経費が掛かっているということがよくわかりました。前に契約書を見せていただいたことがあるのですが、その契約した内容以上に諸経費がかかっているということで今年度は 2063 万も掛かっているということですが。この費用について私は全くこれが妥当なのかどうかは分かりませんが、だけどこれだけ経費が掛かっていて視聴率はどれぐらいなのかという、そこのところがちょっと問題ではないかなと思っていきますけど。④の質問です。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 視聴率については、あびらチャンネルにおける専用の機械による測定をすることが技術的にも機械的自体もございませんことから把握することはできません。また、防災情報告知の観点から各家庭においてあびらチャンネルが見られる環境になっていただくことが重要だと捉えていまして受信対策等の事業を展開しています。現行の 1 日 2 時間ロールで 9 回、月 2 回更新の放送において視聴率を測定する考えは現在のところありません。

また、昨年 10 月 20 日広報笑顔 10 月号の各戸配布に合わせて実施したデジタル技術利活用調査においてあびらチャンネルに関する設問を設定した中で、大きな括りではありますが約半分の方が見ているという回答、約半分の方が見ていないという回答結果となっていますことから、50%前後であると推察されます。したがって町民の方が必要とする情報の提供とともに多くの方に見ていただける番組づくりに今後も努力して参りたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町の総合計画の後期基本計画には平成28年度で46.5%の視聴率と書かれています。そして令和8年度の視聴率の目標値は90%以上というふうに書かれています。今お聞きしましたらアンケートの中で50%ぐらいは見ているのではないかなということですが、これだけの経費をかけて50%で果たして良いというのか、満足するというのかね。その辺のところはどう考えているのか。私はこれだけの設備を持ってこれだけの経費をかけているのですから50%では足りないのではないかなと思っていますが、いかがですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 今50%とお答えしているのはアンケート結果に基づく推察の数字ですが、私どもとしても決してこれが高いと思っていますし、目標に掲げています80%、90%ぐらいの割合で見ただけのように努力して参りたいと考えていますし、今後先ほど町長もお話されました安平町自治体DX推進計画の中でもそういった取り組みについて盛り込むことになっていますので、その辺も踏まえながら視聴率と言いますか、見ただけの確率、割合を少しでも上げていけるようにこれからも努力して参りたいと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 50%という視聴率が目標からいくとまだ半分ということですが普通のテレビ番組で考えると、ある種公共放送または民放と比べると一概には比較できないのですが決して低い割合ではないと私は思っています。ただ、番組の作り方、流し方。これも2週間同じ番組をやっているわけですから一度見た方が見たということと民放や他番組のように毎日のように見ている方と見方の違いもありますが、目的も見ている率も一概に対比はできないのかなと思っていますが、先ほど申し上げましたがいざ災害の時にデータ放送に切り替わったり、胆振東部地震の際にもそういった被災の復興状況の情報も流させていただいた。そこがまずこの導入の大きな目的でした。ただ日常として活用することも重要だということで、このあびらチャンネル方式を採用してきたことですので。他の自治体の災害、防災無線であったり様々な防災のラジオ放送であったり、そういったところも当然同じく聞いている方の割合はさほど変わらないのではないかなと思っていますところ

です。我々はその文字情報データ、ホームページをご覧いただけないご高齢の方がテレビのリモコンで最新情報を見ることができる、確認することができる。そういったところが非常にこのあびらチャンネルの強みと特徴、長所ではないかなと思っていますので、いずれにしてもだからと言って視聴率これで満足しているということではありませんが、そういった違う目的も十分あびらチャンネルにはあるということで後ほど答弁に出てくるかもしれませんが、震災の時にも様々な国会議員または道議会議員をはじめ多くの関係者が来ていただきその都度大学の先生も含めてあびらチャンネルの素晴らしさと言ったらあれですが高い評価をいただいています。まだまだ時代の先取りをしている感があります。他の自治体ではこういったあびらチャンネルみたいに議会中継をテレビで見られることはまずありませんね。録画放送、パソコンで見れるところもまだ半分ぐらいではないかなと思っています。ですから安平町はそれを先取りした形で今国会中継と同じく生放送で視聴いただいている。ここも率には代えがたい効果かなと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 目標の視聴率は90%以上となっていますのでね。今の段階で50%ぐらいだとすると、やっぱり50%では町民へのサービスとしては足りないのではないかなと思います。これはあびらチャンネルで情報を得るだけではなくて画面を通して知り合いの方のお姿を見たりとか活動の状況を見たりしてすごい楽しみな部分でもあると、気持ちを明るくするような状況をテレビの番組を見ることができるという、そういう良い点もあろうかと思いますので今後目標に近づけるための努力はどのようにできるのか、していこうと思っているのか再度お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 多分担当の方は繰り返しになると思いますので。先ほど私も申し上げましたが当然この90%は相当高い目標です。ただ、2週間に1度でもあびらチャンネルを見ていただけるように。これ月単位での視聴率ということであったり、また2週間にいっぺん番組が変わっていきますからその目標は若干変わるかもしれませんが、例えば若い世代であれば今の番組構成でいくと運動会であったり学芸会的なもの、そういったところの様子を見ていきたい。また、高齢者の方であれば文化祭であったり高齢者の芸能発表であったり。それぞれ魅力を持って見たいなと思っていただける番組構成を幅広に行っていくことによってあびらチャンネルをまず見ていただく。そ

してデータ放送の文字放送のわかりやすさであったり、活用の部分も含めて理解していただければ、そこは視聴率向上に安定的な視聴率の向上には結んでつながっていくと思いますので、あびらチャンネルご覧になっていない方にどうやってこのあびらチャンネルの良さであったり強みを伝えていくか。そこがこれまでは十分ではなかったと思っていますので、そこをこれから力を入れて参りたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） あびらチャンネルを見て何が一番嬉しかったか、楽しかったかということを知りましたら、子どもさん方の学芸会とか運動会の様子が映って、それは自分の孫でなくても知らない子であってもすごく頑張っている姿を見ると嬉しくなるという、とてもかわいい姿を見ることが本当嬉しいということで同じ画面を何回か見ていますって方はいらっしゃることはいらっしゃるのです。ですけども、それが毎日ではないですからね。2週間に1回、15日に1回ずつ変わっていきますので、それに代わるような番組を作っていこうと思ったら町内での活動の状況を拾っていくことが町内で行われているどんな人たちがどんな活動をしているのか、自分たちはどういうところに参加できるのかとかね。そういったような情報と楽しみと両方与えて、与えるって言ったら失礼ですけど、両方の期待を持っていただけるような番組編成をしていただきたいと思います。

それで先に進んでしまいましたが、放送内容を決定する経緯と番組制作の仕方について伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 放送内容については月2回番組制作会議、我々は編成会議と呼んでいます。担当者2名及び受託業者と行い翌回及び翌々回の放送番組の決定を行うほか、受託業者からの提案番組やあびらの出来事で取り扱うイベントなどの取材可否について決定を行っています。この会議において取材日、取材内容の擦り合わせ、放送時間も含めこの段階において把握しているイベント行事についての確認を行っているところです。

その後放送法及び日本放送協会に準じて作成されたあびらチャンネル番組放送基準に基づき、放送内容に問題がないかなどのチェックも合わせて行っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 月2回の編成会議ということですが、この編成会議において放送する日にちはどのように考えているのか。例えば1日に編成会議をすると16日からの放送内容が決められるとか、そんな短い期間で決めていくのか、もっと長い期間で放送する番組を決めていくのか。その辺を伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 季節的な部分もありますが、例えば学校の運動会時期とかですと日程も重なることもあります。学芸会とかについても行事というか日にちが重なることもあります。そういったものをあらかじめわかっているものについては、ひと月前あるいはふた月前からそこはスケジュールを確保しながらですね。あと状況によりましてはひと月前にたまたま取材依頼が来たり、こちらで把握していない部分でぜひお願いしたいという飛び入りというか急遽お願いされるところもありますが、基本的にはその月に放送する分については最低でも前の月の中で調整をさせていただいているところですよ。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） まず1年間の大きな行事というのは年間で押さえておかなければならないということで、当然そこは押さえた上で今答弁したような形での短期、中期、長期のサイクルの中で様々な動きが今安平町たくさん民間の方含めてイベント行事等様々な行っただけでございますので、そういった情報も組み込みながら編成会議の中で決定していく形になろうかと思っております。

これまでは編成会議というのは総務課の方にある程度任せてやっていたのですが一応令和5年、今年に入ってからその編成会議の内容についても私まで報告を上げてもらい、そして町長の方に様々な情報が集まってきたり、そういったこともあるものですから、漏れていることがあれば指示ができるように。そういった体制も今年に入ってから取らせていただいておりますので、様々な先ほど前段でご質問いただいて我々も答弁した趣旨に基づいて、できる限り多くの方が視聴できるような番組編成にあるように、これからも努めて参りたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町内の行事の取材、撮影番組の取材、取材データ及び完成番組の納品、番組編成会議という手順で放送内容を決定していると伺いましたが、放送日の何日前までこの情報を入れられなければ取材してもらえないのかということで、私ここが一番問題で今回この一般質問にこれを取り上げることを決めたのですが。というのは11月3日に3年ぶりに追分の地域において文化祭が開催されましたが取材していただけませんでした。まさか取材しない、あびらチャンネルに放送されないとは思いませんでした。見に行きたいけど行けないという方にはテレビに映るから楽しみにしてようねって何人にも声を掛けたのですが、結局は放送していただけませんでした。私がやっているサロンにもわざわざそれを聞くために足を運んでくるそういう高齢者の方も、いつになったらテレビに映るのってわざわざそれを聞くために足を運んできた、ハイヤーで来たっていう人もいます。それぐらい今コロナの関係で家族ともあまり会えない、外出も控えなくてはならない状況の中でテレビをどれほど楽しみにしていたかという、そういう高齢者の心情を察していただきたかったなと思っています。今更言ってもテレビに映してもらえないから仕方がないですけど。

それで再度お聞きしますが11月3日の取材をお願いする場合はどれぐらいの日にちまでに連絡しなくてはならないのか。今町長は大きな年間の行事だったら押さえているので、それは取材対象にしてくれるんだろうと思っていたのですがこの度こういう結果になっていますので、何日前までだったら取材していただけないのか、また、お知らせをしなければ自らするのかしないのかっていう情報をとって放送の編成会議に上げられないのかどうか、そのところを伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 町全体のスケジュールと言いますか月のスケジュールの関係は毎月開催されます役場内において定例庁内会議というものがあまして、その中で翌月の行事予定が各課から上げられたものを取りまとめられまして職員一同に周知されるわけですが。その中で最低でもひと月ぐらいの中で情報をいただければ、その辺のスケジュール調整も踏まえて取材の調整が可能ということになるかと思います。

年間通して毎年そんなに日にちが変わらないようなものであれば、あらかじめ先ほど町長がおっしゃっていましたが年間スケジュールと言いますか当初のスケジュールの中でその辺は組み込めていけるかなと思いますが、昨年の

米川議員がおっしゃった芸能発表会の部分についてはコロナ禍ということもありまして、やるのかやらないのかということのも正直ありましたが我々としては情報を掴んでいる中でのスケジュール調整になることから、当然情報が入っていれば取材拒否はあり得ないと思うのですが、そこで知らない中で取材されなかったと言われても、そこはちょっと何とも言えないところですが、最大限私どもとしては毎年実施されている行事については取り上げていく方向で考えていますし、これからも先ほどと重複しますが少しでも多くの諸活動とか行事なんかも幅広く取材していきたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） しつこいようですが11月3日の芸能発表会のことですが、10月中旬には早来地域で芸能発表があつて取材してあびらチャンネルに流れています。だからこそ余計不公平ではないのかという思いを強くしているわけです。10月20日発行の広報紙の行事予定のところに11月3日芸能発表のことは載っています。また、町長が当日始めから終わりまで会場で応援していただいています。総務課の皆さんは町長の日程には関心がないのですか。町長がどういうところにお出かけなのか、どういう日程になっているのかということに関心はないのでしょうかね。もし町長が来るってことがわかっていれば情報が無かったとは言えないのではないかなと思っています。しかも先ほどから言っているように大きな年間行事は押さえているというならば11月3日はもう毎年同じ日にちに文化祭やっていますので、芸能発表をしていますのでね。その辺早来はやったのだからじゃあ追分はどうなのだろうというふうに気を回していただけなかったのかなと、その辺残念に思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今米川議員がおっしゃったことは私も申し訳なかったなとずっと思っていました。早来の文化祭も途中からでありましたが最後まで見させていただいて、そして追分の方は最初から最後まで見て。コロナ禍で久しぶりだったので本当に私も楽しみにして行きました。ですから町民の方も多くの方が楽しみにしていたと思っています。

また、加えて今年に入って例えばあびらチャンネルを見て気付かれたかもしれませんが成人式の中でも動画が流れていなかったり。私としてはこれもコロナ禍でずっと出初式ができていなかった。こういったことも外での出初式の行進はなかったですが式典内で表彰もあつたり、そういったところも重

要な町の式典であったり、行事、文化祭、そういった主要行事は網羅して、わからなくても逆に確認をして調べるぐらいではなければならないと私も思いましたので、先ほど申し上げたとおりそういった反省も踏まえて今年から私がチェックをさせていただく形をとりましたので。今後そういったことが起こらないように私もきちんと指示をし日々そういった行事についても関心を持ちながら調整を図っていきたいと思っていますので、今年の行事についてはそういったことがないよう取り組んで参りたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 放送業務の契約内容の中に放送番組の編集の遵守事項として公平公正の編集に努めるとあります。これはごもったもなことだと思いますので今回はどうしようもないですが。こういうことが無いようにぜひ世の中ではどんなことが行われているのか、どんなことを放送したら誰に喜んでもらえるか、そのへんのところを考えていただきたいと思っています。私はもうあと25日で80歳になります。説明員の皆さん方の親の年代です。お付き合いしている方も皆さんそういう皆さん方の親の年代の方と多くお付き合いしています。そういう人たちが防災訓練だとか何かが楽しみでテレビを見るわけではありません。芸能発表、踊ったり歌ったり太鼓をしたりとか、もちろん子どもさんも出ますからね芸能発表。そういった楽しいことを見たいと思って芸能発表がテレビに映ることを待ち望んでいたわけですから。そういう高齢者の方たちの心情にもう少し思いを馳せていただきたいと思っています。3年ぶりの芸能発表ということで長年芸能活動に頑張ってきた方が3年ぶりの開催に本当にどんなことをしてでもやり遂げたいということをおっしゃっていた方が、粛々と準備していた方が当日は出られなくて、もう今は会うことができない状態になっていますので。そういう寂しさを考えましたら本当にこれからはもっと大事な情報発信するのもいいのですが、見ている町民が楽しくなるような嬉しくなるようなそういう番組をぜひ取り上げていってほしいなと思っています。

では次に進みます。議会中継を再放送できない理由は何なのか伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 議会中継の再放送については現行機器でも放送は不可能ではありませんが、ハード的にもソフト的にもクリアすべき課題が多々あり現行検討段階には至っていません。

ハード的に大きな課題は議会中継時間が長く、編集機器や映像再生装置の

容量不足による不具合が挙げられ、改修費に最低でも 800 万円以上の試算となっています。

ソフト的に大きな課題は放送法を遵守するため、全ての発言内容を確認の上、映像編集を行わなければならないことによります人員と作業時間の確保は必要なこととなります。例えば個人が特定されかねない発言、人権、人格、個人や団体の名誉の尊重を傷つけると放送管理者が判断した発言、議会規則により取り消された発言は放送することができませんし、政治上の諸問題は公平に扱うように編集することが必要となります。

尚、あびらチャンネルは地方公共団体にある以前に電波法の許可を受けた公共の電波を使用し放送法に基づいて運営される放送局であることから、各法律に準じた放送運営を行わなければなりません。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 議会中継を全て再放送するというのは難しいだろうということは私でもわかっています。そこで提案ですが一般質問だけでも再放送できないものかと思っています。只今の放送内容は 60 分が取材番組で、あとの 60 分は再放送というような流れで番組編成していると言っていますが、その再放送の部分だけでも一般質問の部分を再放送できないものだろうかと考えていますけど、いかがですか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 確かに一般質問というのは議員さんの活動の中で大事な部分かと思いますが。これ私の単独の考えになりますが今回は一般質問 5 人の議員の方から出されているわけですが、じゃあ一般質問をしない議員の取り扱いといいますか、その政治的な公平さはどうなんだっていう、そういった原点に立ち返る必要があると思います。毎回一般質問出される方は常にその映像が流れるわけですし、一般質問を出されない議員さんに関しては映像と言いますか、そういった活動が映らないことになりますので、政治の公平さ平等さのところでは問題が生じるのかなと考えます。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 一般質問するしないの公平さって何ですか。町の課題

を色んなところに出向いて色んな方と付き合っ、色んな政策やら事業などを見聞きするからこそ一般質問する課題を見つけられるのです。だからそういう一般質問する課題を見つけられない人と見つけて一般質問する人と公平さを保たなければならないっていう、その辺のところの認識は私今聞いてびっくりしました。議員活動の中ですので、するしないはそれぞれの考え方次第だと思います。だけど公共の番組ですから、だから私ども議員として考えている以上のものを考えた上でそう判断するのであれば、それはそれでもう一度わかりやすく説明していただきたいと思います。それで一般質問だけ取り上げてはどうかとお話したわけですが、そこまで深く考えているのであることに驚きを感じています。

時間がないので先に進みます。それでは再放送に向けたその議会中継を再放送するかしないかそのことも含めてこれから検討していただきたいとお願いしまして次に進みます。

あびらチャンネル全般について検討したことはあるのか伺います。昨年11月号のていあんくんのご意見に回答としてあびらチャンネルに関する方向性、他の情報伝達の採用などについて検討したいとありますが検討したのでしょうか。また、あびらチャンネル継続に関する住民参画協議会も書かれています、この協議会とは何を協議する会なのか。継続に関すると書いてあるのだからもしかして継続をしない中止をするという考えも視野に入った上での会議なのかどうか伺います。町の後期総合計画にあびらチャンネル運営方法の検討などを行う仮称情報発信向上委員会設置とありますが、この検討内容はどんなことを考えているのか合わせて伺います。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） あびらチャンネルについて放送開始となって以来、非常時及び平時における情報伝達方法として何度か内部検討を行ってきています。一つの例を挙げますとこれまでの間テレビ以外にインターネットで見られるように改善改良を行ったり、番組制作委託の導入について検討を行っています。

また、今年度安平町自治体DXに関する調査と一緒に当初整備目的や導入経費、維持費等をお示しさせていただいた上で視聴状況、番組やデータ放送の認知度や行政からの情報伝達手段としての必要性について調査しました。今後本調査にて判明した課題ご意見などを踏まえ、災害時及び平時の情報伝達手段としてのあびらチャンネルに関する方向性や他の情報伝達手段による多様化について検討していきたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 時間がないのでわかりました。それで費用対効果についての評価はどう考えていますか。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） まず初めに開局に至るまでの考え方についてご説明します。あびらチャンネルは平成25年、これまでの懸案事項であった災害情報の伝達手段の構築にあたり、まず一つ目に他の自治体が整備する災害情報の伝達手段は多額の費用を要するものの用途が緊急時に限られているため同じ投資をするなら日常の行政情報を伝達できるシステムを検討すべきであること。2つ目に受信機器は災害弱者となる子どもや高齢者でも利用しやすいものとする。3つ目、機器更新等の費用を可能な限り軽減することの考え方に基づき採択した防災行政告知ネットワークとなっています。あびらチャンネルによる情報伝達手段の最大の特徴は、その効果が災害発生時に限られてしまう防災行政無線とは異なり災害発生時はもとより災害発生からある程度時間が経過した段階から必要となる避難情報、安否情報、避難所配給情報、ライフラインの復旧情報など生活に密着した安平町独自の地域情報を詳細かつ大量に町民へ伝達できることにあり、他の手段と比較しても大きな優位性がある手段であると考えています。

あびらチャンネルの費用対効果についてはあくまでも担当としての評価になりますが、北海道胆振東部地震の際は朝の庁舎会議の様子や震災後の町の動きを放送し映像と文字で町民の皆様へ確かな情報を伝達する一手段としてのその効果が発揮され北海道総合通信局から表彰をいただき、他にも防災学を研究している大学教授からも評価を受けているところです。

防災用機器に対し費用対効果という考え方はなかなか難しいのですが家庭でのテレビ普及率が依然として90%、高齢者世帯においてはほぼ100%の普及率があり端末機器更新費用を抑えながらも広く情報発信がある程度できるという認識ですが、しかしながら停電時においてはテレビ自体が視聴できないということもあります。町のホームページでのインターネットでも同時に配信しており、非常時における情報発信の多様化にもある程度対応ができているほか、他の防災情報発信機器では成しえることが難しい平時の利用、データ放送の活用が可能であることから、現状としては有効な情報手段の一つとして考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 防災の時には役に立ったということですが、決してそういう情報だけではない楽しみのための番組編成もぜひお願いしたいと思っています。先ほどから言っていますように、あびらチャンネルを見る楽しみをもう少し増やしていただきたいと思います。

それで2件目ケアラー条例についてですが、令和3年9月議会において一般質問しましてケアラー条例は作ってはどうかと質問しましたが、検討するという回答だったと思うのですが、道でも昨年度のケアラー条例を施行しています。これだけ高齢者が多くなってきていますので高齢化率も37%ぐらいですね、その中で老々介護だとかヤングケアラーだとか介護をして苦労している人たちも職員だけでなく周りの者たちも手助けできるようなことも考えた条例を制定していただきたいと思いますがいかがですか。もし、そして親や子どもさんたちがヤングケアラーとして人数の把握ができていいるならそれも一緒にお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず初めに自宅で介護している世帯数の把握についてお答えさせていただきますが、65歳以上で介護1以上の認定を受けている2人以上の世帯数は約139世帯程度おられると把握しています。そのうち認定審査会や認定調査員、ケアマネージャー等の聞き取りにおいて65歳以上の方が介護している例は約94世帯程度おり、18歳未満の子どもが介護している例についての報告はありませんでした。

ヤングケアラーの定義については一般的に大人が担うべきケア責任を18歳未満の子どもが引き受けていることとされていまして、ケアが必要なご家族も要介護の高齢者であったり心身に障害のある方、また小さな兄弟の世話であったりと家庭によって様々な例があると認識しています。大人が担うべき責任を子どもが負担し、そのことによって子どもの人権が侵害されることがあってはならないと考えています。

また、本町は子どもにやさしいまちづくりCFCIの実践自治体でもありますので、そのエリアに基づいて支援をしているところです。これまで健康福祉課において取り組んできた具体的な支援としては高齢者やしょうがい者の介護については介護保険などの公的サービスや保険外のインフォーマルサービスを組み合わせたケアプラン等を作成していますが、そのプランの内容は家族の負担軽減や孤立させないための支援についても配慮したものとなっています。また、家庭内に他の問題があるのであれば子ども家庭総合支援拠点が中心となり親御さんに対するフォローやサポートするなど関係する部署が日頃より連携して情報の共有を図りながら支援を進めています。

これらの安平町における家族介護者への支援状況及びＣＦＣＩの取り組みや理念を踏まえた上で当該条例については令和４年４月１日に策定された北海道ケアラー支援条例をもとに今後も研究をしていきたいと考えています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○２番（米川恵美子君） ３０秒。

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○２番（米川恵美子君） 介護の苦労はよく知っていますのでね。ぜひ皆で幸せなまちづくり、幸せに暮らせる人たちの多いまちづくりのために条例制定をお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で２番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。尚、明日３月１０日は午前１０時に再開しますので参集願います。本日はご苦労様でした。

延会 午後 ４時 39 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員
